

Wellness City Komoro

# 小諸市総合計画 第11次基本計画



住  
み  
た  
い  
行  
き  
た  
い  
帰  
っ  
て  
き  
た  
い



令和2年度～令和5年度





## 健幸都市(小諸版ウエルネス・シティ)を 目指して

小諸市長 小泉俊博

このたび小諸市は、第5次基本構想の前期計画にあたる第10次基本計画が計画年限を迎え、中期計画にあたる令和5（2023）年度を目標年次とした「小諸市第11次基本計画」を策定しました。

第11次基本計画の策定にあたっては、第10次基本計画に引き続き、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、第5次基本構想で定めた行政の役割を具現化する「行政の計画」として策定作業を進めました。また、私の市長公約を反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を一致させることにより、市長任期と基本計画の整合性を高める構成としています。策定後の運用については、小諸市総合計画の特徴でもある、計画・予算・決算・評価が連動したトータルマネジメントシステムとして、継続的な改善を行い、着実に市政の発展を図っていきます。

今日、社会問題となっている人口減少や少子高齢化の進行、地震や台風などの自然災害に対する備えは、小諸市においても重要な課題となっております。さらに、現在、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症が社会全体に甚大な影響をもたらしており、経済・生活環境などあらゆる面において、新たな生活様式への転換が求められています。そこで、小諸市が今後も持続可能な自治体であり続けるために、市長公約「こもろ未来プロジェクト2020」において掲げた「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」をまちづくりのビジョンに据え、健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において健康・健全であることを目指します。これは、市民が健康で生きがいをもち、安全・安心で豊かな人生を営めるまちを目指すものであるとともに、第5次基本構想の「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」にもつながるものであり、市民に限らず、訪れた人が癒され、自分に還れる場所となることが、小諸市のさらなる発展に必要なものであると考えるからです。また、第11次基本計画では、2015年に国連サミットで掲げられ、国や県でも推進しているSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念を取り入れました。SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを念頭に、2030年までに持続可能なより良い世界を目指すものです。行政だけではなく、市民や民間企業と協力し、SDGsの17のゴールと169のターゲットを意識した事業展開を積極的に行うことにより、小諸市内外の方にとって住みやすく訪れやすいまちづくりを進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、小諸市総合計画審議会の皆さまや関係機関の皆さまに、心からお礼を申し上げますとともに、今後も小諸市の発展のため格段のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年12月

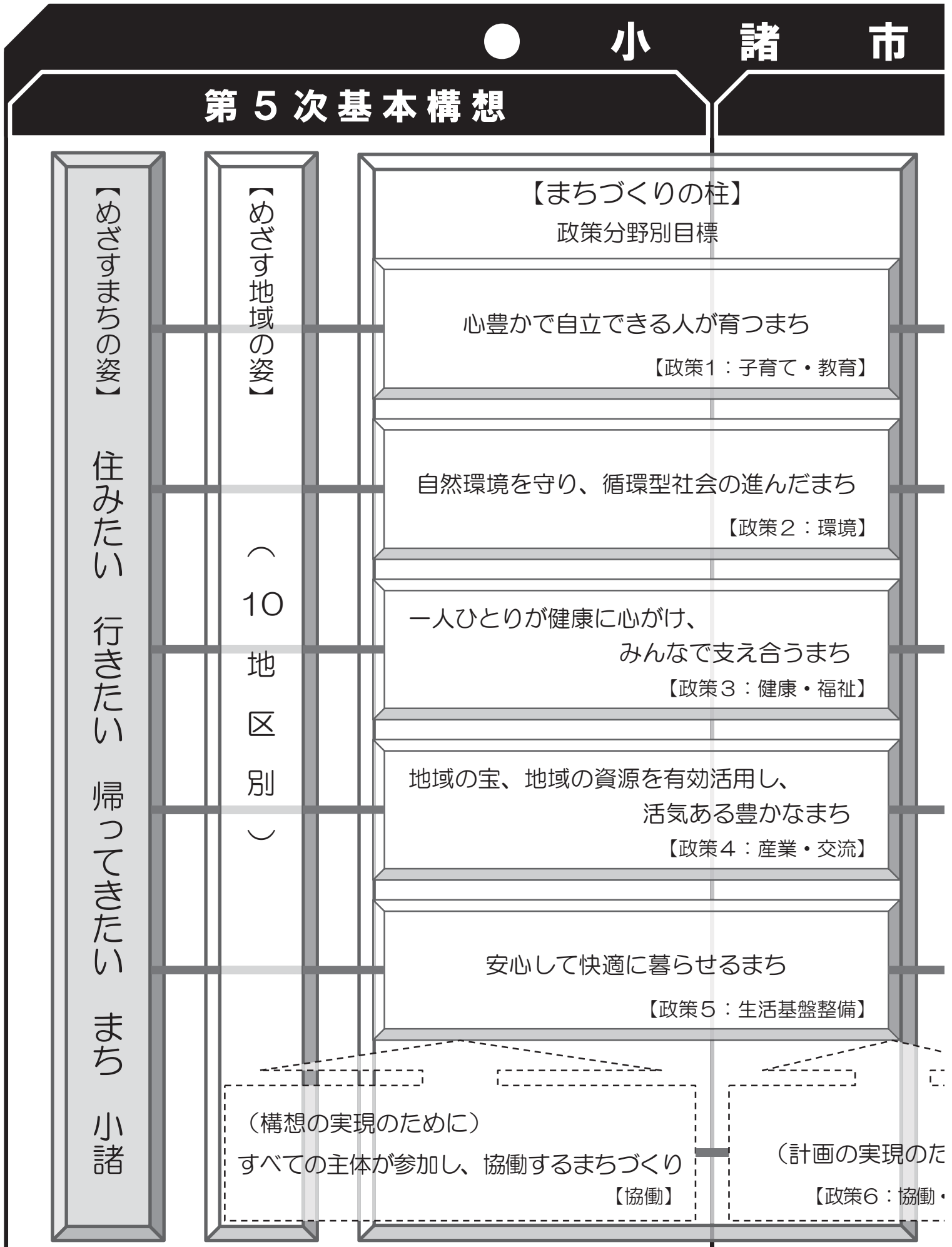


# 目次

【第1部：総論】	9頁
【第2部：基本計画】	13頁
第1章 基本計画の考え方	15頁
第2章 財政運営の基本的な考え方	19頁
第3章 こもろ未来プロジェクト2020	21頁
第4章 政策	27頁
第5章 施策	41頁
第6章 基本計画とSDGs 17のゴールとの関連表	91頁
【第3部：資料集】	101頁

◎小諸市総合計画

「第5次基本構想・第11次基本計画」体系図



# 総合計画

## 第11次基本計画

【こもろ未来プロジェクト2020】

(政策横断／組織横断)

- 【施策1-1】 教育環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます
- 【施策1-2】 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます
- 【施策1-3】 生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します
- 【施策1-4】 かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します
- 【施策1-5】 スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します
- 【施策1-6】 市民の人権意識を高めます

- 【施策2-1】 ごみの減量と再資源化を進めます
- 【施策2-2】 環境の保全と省エネ政策を推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します
- 【施策2-3】 市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します

- 【施策3-1】 市民一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らすことができるよう支援します
- 【施策3-2】 誰もが安心できる福祉環境を整備します
- 【施策3-3】 高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

- 【施策4-1】 農家の担い手を育て儲かる農業を目指します
- 【施策4-2】 地域の強みを活かした企業誘致と事業者支援、起業者の育成を強化し、地域経済の活性化を図ります
- 【施策4-3】 暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます

- 【施策5-1】 多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます
- 【施策5-2】 社会基盤の整備と長寿命化を進めます
- 【施策5-3】 安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます
- 【施策5-4】 安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます

- 【施策6-1】 参加と協働により市民主体のまちづくりを推進します
- 【施策6-2】 戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します
- 【施策6-3】 財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます
- 【施策6-4】 市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります
- 【施策6-5】 職員の意識改革と育成を図り、市民サービスの向上に努めます

（めこ）  
・行政経営】





# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 1 部 総論

## 1 趣旨

小諸市では、「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営を図るため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

総合計画は、小諸市自治基本条例によって策定が義務付けられています。小諸市自治基本条例は、市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたもので、このルールに基づく運用体制や制度を整備していくことによって、主権者である市民を主体とした「参加と協働のまちづくり」を推進し、自治の発展を目指すことを目的としています。

「基本構想」は、平成28年度から令和9年度にかけて運用されています。具体的には、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを最大の目的としています。

「基本計画」は、基本構想に基づき策定される行政運営の最上位の計画であり、小諸市では市長の任期と基本計画の期間の整合性が図られていることから、市長公約を反映した計画となっています。

第11次基本計画は、計画期間を令和2年度から令和5年度とし、この計画期間においては、当計画の方針に基づき市政運営がなされます。

## 2 計画の構成

小諸市の総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造としています。

このうち、「基本構想」は、地域を対象とした計画として長期のアウトカム（成果）を示し、「基本計画」と「実施計画」は、行政を対象とした計画として、基本計画は中期のアウトカム（成果）を、実施計画はアウトプット（産出）とインプット（投入）を示すものと位置付けています。

また、これらはそれぞれ上位計画と下位計画として、「目標と手段」という因果関係で結ばれており、基本構想を実現する手段として基本計画があり、基本計画で掲げる目標等を実現する手段として実施計画を立案するものです。

### （1）基本構想

目指すべき将来都市像やまちづくりの目標、それらの実現に向けた政策展開の基本的な考え方を示します。

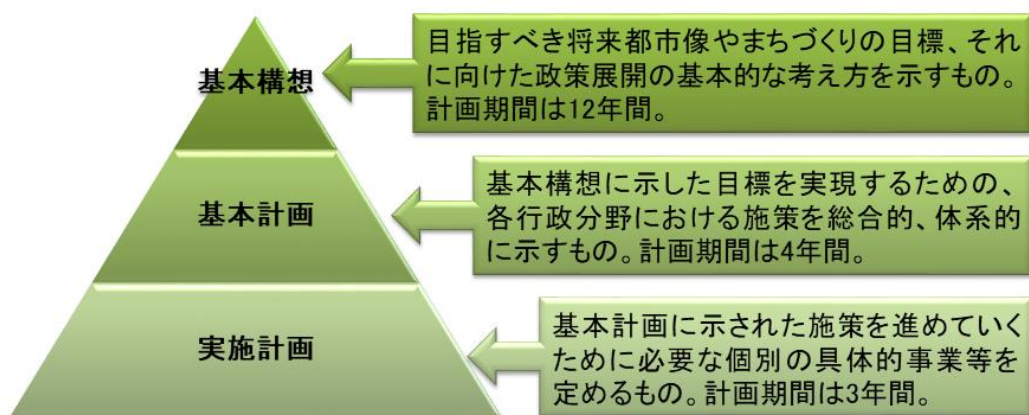
### （2）基本計画

基本構想に示した目標を実現するために、各行政分野における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示します。

### （3）実施計画

基本計画に示された施策を進めていくために必要な個別の具体的事業等を示すこととし、毎年ローリング（見直し）を行います。

#### 計画体系のイメージ図



## 3 SDGsとの関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを宣言しています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国においても2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の策定を行い、積極的にSDGsに取り組んでいます。

SDGsの理念は国だけが実施すべきものではなく、自治体や民間企業においても力を注ぐことにより最大限の効果を発揮することとされています。

小諸市の第11次基本計画においては、SDGsの17のゴールと169のターゲットを意識した市政運営を行っていくことで、持続可能なまちづくりを目指します。また、各施策においては、主な目指すべきゴールを掲げるとともに、SDGsの推進に向けた取り組みとして、どのように17のゴールに向かって事業を展開していくのか記載しています。

## 4 総合計画の期間

地域計画である「基本構想」については、それに求められる普遍性を確保するため、計画期間を12年間としています。

市政運営の計画である「基本計画」については、市長任期との整合性を図り、市長公約を反映させるため、計画期間を4年間としています。

なお、時々の情勢に伴い、必要に応じて各計画は見直しを行います。

計画期間のイメージ図



# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 2 部 基本計画



# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 1 章

# 基本計画の考え方

- 1 基本計画策定の目的
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間

## 1 基本計画策定の目的

小諸市では、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、策定しています。そして、そのような行政マネジメントとしての計画運用に向けて、策定段階においては、可能な限り多くの職員が参画すること（オーナーシップ）、職員の意識を変えること（マインドセット）、総合計画だけでなく予算や行政評価など他のシステムも連動すること（トータルマネジメントシステム）の3点を重視しました。

続いて、「第5次基本構想」では、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、基本構想を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることに重きを置きました。

これらを受け、「第11次基本計画」の策定にあたっては、「第10次基本計画」に引き続き、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置付け、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」として、基本構想で定めた行政の役割を具現化する計画とします。また、基本計画に市長公約を盛り込むとともに、市長任期と基本計画の計画期間を一致させることなどにより、市長任期と基本計画の整合性を図っています。

## 2 計画の構成

### (1) 財政運営の基本的な考え方

小諸市では、トータルマネジメントシステムにより、基本計画と予算が連動性を持った行政経営を行っています。第11次基本計画においても引き続き、財政規律のメカニズムを組み込むことで、予算の裏づけのある計画とします。

### (2) こもろ未来プロジェクト2020（市長公約）

第11次基本計画及び、それに基づく実施計画に市長公約を盛り込むため、市長公約に関連する事項について「こもろ未来プロジェクト2020」として位置づけを整理します。



### （3）政策・施策

第11次基本計画の骨格は、政策と施策の2層構造とします。このうち、「政策」については、第5次基本構想のまちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）の分野単位の枠組みで、基本構想で設定された行政の役割について、第11次基本計画の計画期間内に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として示します。また、「施策」については、上位政策に基づき、概ね「課」単位の枠組みで、より詳細に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として、「どこまで実施するか」という目指す状態を「目標・目標値」として示すこととします。

## 3 計画の期間

### 【第11次基本計画の計画期間】

令和2年度 ～ 令和5年度

（ 2020年度 ～ 2023年度 ）

計画期間については、これまでの基本計画と同様に4年間とします。市長任期と基本計画の整合性を高める観点から、市長任期と基本計画の計画期間を一致させるため、策定と同時に運用を開始することとします。したがって、年度単位の設定で「令和2年度から令和5年度まで」の4年間を計画期間とします。



# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 2 章

### 財政運営の

### 基本的な考え方

## 財政運営の基本的な考え方

小諸市では、少子高齢化や人口減少の進展、地価の下落、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、今後、税収をはじめとする一般財源の減少が見込まれる一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に要する経費などの増加が見込まれ、財政の硬直化は避けられない状況です。

そこで、第11次基本計画における財政運営の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

### 財政運営の基本的な考え方

- ① 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。
- ② 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費には、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことを目指す。
- ③ 新規の公共施設整備は原則として凍結するとともに、公共施設の集約化、複合化、不要施設の除却などにより施設総量の縮減を目指す。
- ④ 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不要資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。

# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 3 章

### こもろ未来プロジェクト 2020

- 1 位置付け
- 2 基本姿勢
- 3 実行に向けた手法の基本方針(原則)
- 4 健幸都市こもろ  
(小諸版ウエルネス・シティ)の概念図
- 5 「健幸都市こもろ  
(小諸版ウエルネス・シティ)」とは
- 6 健幸都市こもろ  
(小諸版ウエルネス・シティ)の体系

## 1 位置づけ

市長公約に関連する事項については、第11次基本計画に基づいた実施計画において、関連する事務事業の計画内容に盛り込むものとします。そのうえで、計画運用段階のPDCAサイクルの中で、実施計画の実績の評価と、その結果に基づく毎年度の見直しの実施により、市長公約の進行管理を行うとともに、着実な進捗を図ることとします。

## 2 基本姿勢

(1) 民間の発想と着眼点で「ワクワク」する市政を創り、行動します

「官」から、意欲ある住民主体の「民」の発想へ転換し、柔軟でスピード感のある着眼点で取り組み、戦略的かつ効率的な市政運営を進めます。「ワクワク」するような新しいかたちの「こもろ市政」を創り、誠実に行動します。

(2) 地域の課題解決に「市民とともに協働」で取り組みます

「地域のみなさんの持つチカラ」を活かし、行政がそれを増幅していくことが、真の意味での「強い地域づくり」につながると考えます。身近な課題に市民と一緒に取り組み、地域の力の向上に努めます。また、努力して頑張っている人や団体、企業を応援する小諸市を創り、まち全体に元気を取りもどします。

(3) 政財官産学連携や広域連携の「太いパイプ」を市政戦略に活かします

政財官ならびに産学との連携強化を図るとともに、地域における様々な広域連携をこれまで以上に行い、市政戦略に活かして小諸市の力に変えます。

## 3 実行に向けた手法の基本方針（原則）

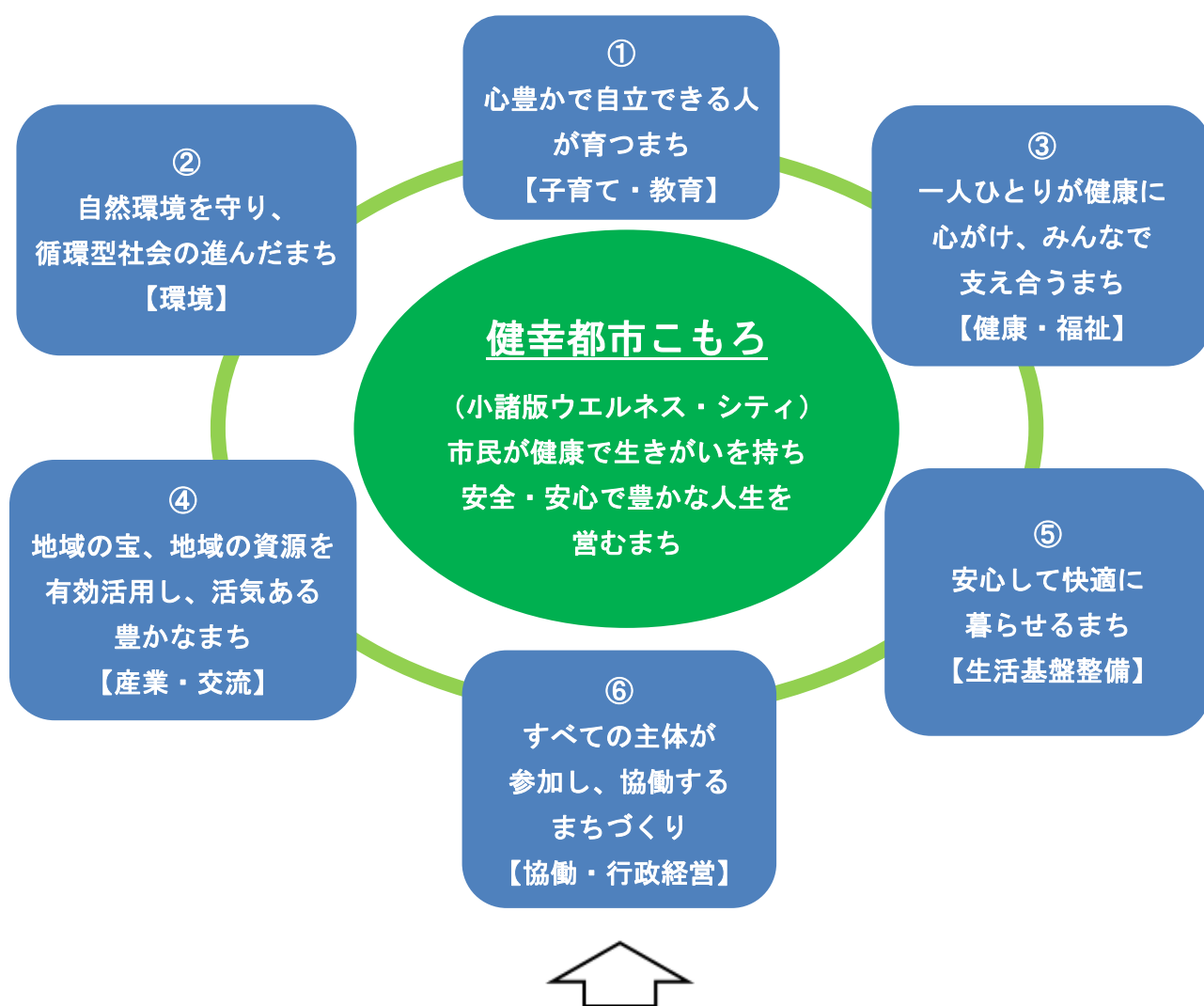
(1) 知恵を出し、汗をかき、人材や資産をフルに活用し、市民主体を基本とした参加と協働によって最小の経費で最大の効果を上げていきます。

(2) 小諸の良さや魅力を戦略的・効果的に宣伝、周知するシティプロモーションでは、テレビ番組、新聞記事、インターネット等の宣伝広告料のかからない媒体を徹底的に活用していきます。

(3) 客観的で効果測定に適した「数値」設定を心がけることにより、「見える化された」目標達成度による検証を行います。

- (4) 多様な市民ニーズや組織横断的課題に迅速に対応できる柔軟で機動的な組織づくりに取り組みます。
- (5) すべての施策、事業において、毎年度PDCAサイクルにより見直しを実施し、目標の実現に向けた進捗管理を行います。

## 4 健幸都市こもろ（小諸版ウェルネス・シティ）の概念図



人口減少問題に対応するためには、小諸市がより魅力的でなければならない。  
そのための目標（あるべき姿）が、  
**「健幸都市こもろ（小諸版ウェルネス・シティ）」**

## 5 「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」 とは

社会に様々な弊害をもたらす人口減少問題が基礎自治体に大きな影を落とす中において、人口増加に転じている（人々から選ばれている）自治体も存在しています。

小諸市が今後も持続可能な自治体であり続けるためには、人口減少を抑制しつつ、市内外の人々から選ばれるまちであることが必要です。このことについて市長公約では、これからのまちの目指す姿・ビジョンとして「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」を掲げています。

琉球大学の荒川雅志教授によれば、「ウエルネス」は、健康を身体の側面だけでなく、より広く総合的に捉えた概念で、「身体健康、精神健康、環境健康、社会的健康を基盤にして、豊かな人生をデザインしていく、自己実現」と定義されています。そうすると、このウエルネスは、健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野からのアプローチが可能な考え方と言えます。

また、慌ただしい高度情報社会、ストレス社会に生きる現代人には、日常をリセットする時間、本来の自分を取り戻す場所が不可欠ですが、ウエルネスの持つ意味の中には、家庭や職場のほかに「サードプレイス（第3の場所）」＝「快適でゆっくりと脱力できる、癒される場所。自分に還れる場所。何度も帰ってくる場所。ほどよい刺激があり、自己開発できる場所。」という概念があります。小諸市にはこのサードプレイスたる地域資源（ウエルネス資源＝自然、歴史、文化、人、地域課題など）にあふれています。

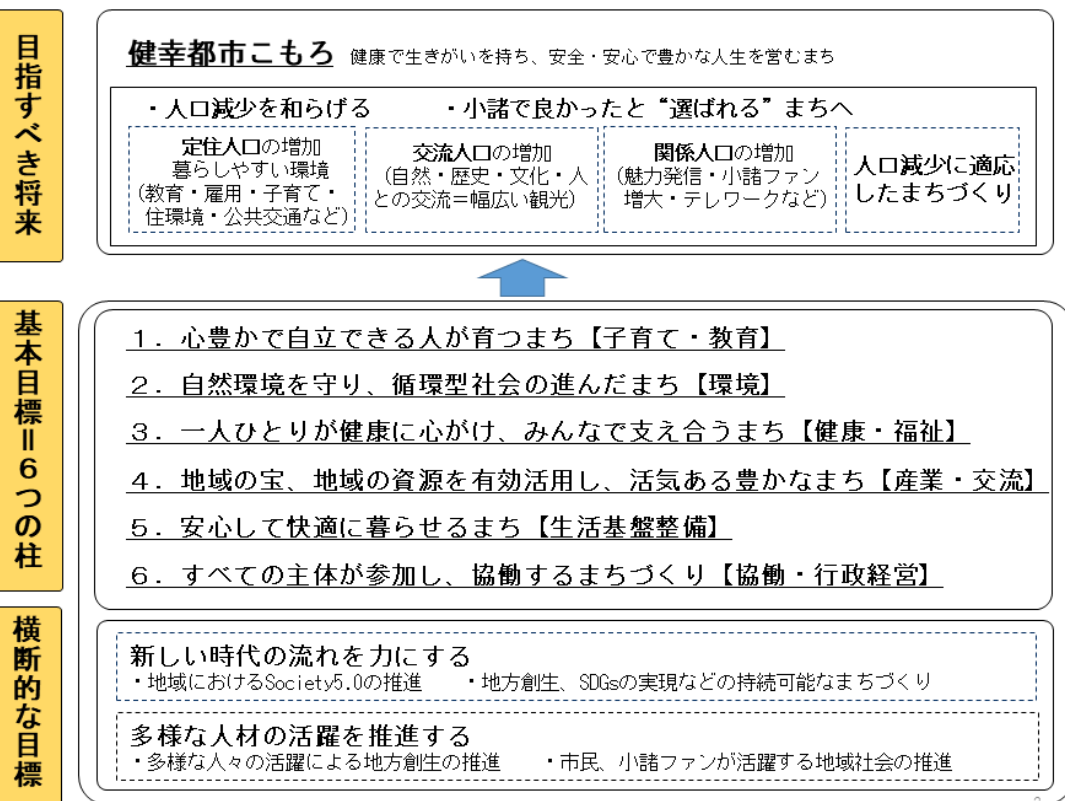
そこで、「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」として、「健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において「健康」「健全」であることで、市民が健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな人生を営めるまち。小諸市を訪れる国内外の人々が「自分に還る」、「何度も帰りたい」、「住んでみたいまち」と再定義しています。

このことは、小諸市の総合計画の根幹となる第5次基本構想の将来都市像「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」とも整合性があります。

今後、総合計画の6つの政策分野（①子育て・教育、②環境、③健康・福祉、④産業・交流、⑤生活基盤整備、⑥協働・行政経営）において「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」の実現に向け各種施策・事業を行っていきます。



## 6 健幸都市こもろ（小諸版ウェルネス・シティ）の体系





# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 4 章 政策

- 1 子育て・教育
- 2 環境
- 3 健康・福祉
- 4 産業・交流
- 5 生活基盤整備
- 6 協働・行政経営



## 【政策1】子育て・教育

### ◆目標

心豊かで自立できる人が育つまち

所管：教育委員会事務局

### ◆ミッション

明治時代から受け継がれてきた「梅花教育」や、小諸の豊かな自然・歴史・文化といった財産や、医療・福祉などの子育て・教育に適した環境をフルに活用して、小諸ならではの子育てや生涯にわたり学びが実践できる環境を整える。

- ◎子どもたちの「生きる力」の育成を図る。
- ◎教育環境の充実とともに、一人ひとりに応じた学びを支える体制の強化を図る。
- ◎地域総ぐるみで子どもたちを育成する取り組みを推進する。
- ◎生涯学習を支える環境の充実を図り、市民の主体的な学びを促進する。
- ◎かけがえのない文化財を保存・継承し、積極的に活用する。
- ◎スポーツ振興を図るとともに、高地トレーニングがまちづくりにつながるよう取り組みの展開を図る。
- ◎人権啓発・人権同和教育を積極的に進め、市民の人権意識の高揚を図る。

### ◆方針

- ◎子どもたちの「生きる力」の育成を図る。

子どもたちの「学びに対する意欲や喜び」を高め、基礎学力の向上とともに、問題解決的な学習を通して、自ら考え行動できる力の育成を図り、すべての学びの場を通して「自己肯定感」の育成に努める。そして、「確かな学力」と「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」の総体である『生きる力』の育成を図る。

**◎教育環境の充実とともに、一人ひとりに応じた学びを支える体制の強化を図る。**

子どもたちの学びを適切に支えるため、施設・設備の整備・充実とともに、一人ひとりの学びに応じた人的体制の充実を図る。施設・設備面では、長期学校改築計画の策定、施設の長寿命化対策の推進、ICT環境の充実、保育園の再配置計画の策定等に取り組む。また、人的な面では、子育て・教育における課題の解決に向けて、時宜に応じた配置や充実に努める。

**◎地域総ぐるみで子どもたちを育成する取り組みを推進する。**

学校と家庭、地域、関係機関等との連携による信州型コミュニティスクールを推進するほか、子どもたちの健全育成と安全・安心の確保に向けて、地域総ぐるみでの取り組みの強化を図る。また、安心して子育てができるよう、各年齢段階に応じたサービスの充実に努めるとともに、多様な子育てニーズに応えるため、各種事業のさらなる充実を図る。

**◎生涯学習を支える環境の充実を図り、市民の主体的な学びを促進する。**

生涯を通じた学びが広がり、生きがいつくりにつながるよう、小諸ならではの様々な資源を活かしながら、学習環境の整備、生涯学習機会の創出を図り、市民の主体的な学びを促進する。また、まちじゅうに音楽があふれる「音楽のまち・こもろ」の実現に向け、各種事業の充実を図る。

**◎かけがえのない文化財を保存・継承し、積極的に活用する。**

ふるさと「小諸」のかけがえのない文化財の保存・継承・活用等に取り組むとともに、歴史的な資料や古文書の収集・保存・研究等を一体的に進める。また、小諸の誇りを認識し、ふるさとを愛し大切に思う心を育むため、小諸の歴史的、文化的なお宝や、自然のすばらしさを活かした「ふるさと学習」を進める。

**◎スポーツ振興を図るとともに、高地トレーニングがまちづくりにつながるよう取り組みの展開を図る。**

多様化するスポーツニーズへの対応に努めるとともに、統廃合を含め施設の適切な整備を図る。また、高地トレーニングで小諸を訪れるアスリートと市民との交流事業等を進め、競技へのきっかけの場やまちの活性化、健康づくりへの展開につなげる。

**◎人権啓発・人権同和教育を積極的に進め、市民の人権意識の高揚を図る。**

一人ひとりの人権が尊重され、大切にされる社会の実現に向け、保育園、小・中学校をはじめ、家庭、地域、企業等で、人権意識の啓発・人権同和教育を積極的に進める。また、教育・啓発活動とともに、市民の交流の機会の創出、相談体制の充実等を図る。



## 【政策2】環境

### ◆目標

自然環境を守り、循環型社会の進んだまち

所管：市民生活部

### ◆ミッション

雄大な浅間山、清流千曲川など人々を感動させる景観や、豊かな森や水資源を守り育み、活かすことにより、住む人・訪れる人が住み心地・居心地の良い環境づくりを進める。

◎人を感動させ、癒す力を持つ景観や自然環境を、積極的に活用することにより保全につなげる。

◎ごみの減量と再資源化を進め、資源を大切に利用する循環型社会を目指す。

◎今ある豊かな自然と環境を、健全な形で未来につなげる。

◎水源地域の環境を保全し、適正な排水処理により公共用水域を守る。

**◆方 針**

◎人を感動させ、癒す力を持つ景観や自然環境を、積極的に活用することにより保全につなげる。

小諸の貴重な財産である景観や自然環境を各種事業等で積極的に活用し、自然環境の持つ「人々を感動させ、癒す」力などについて、住む人・訪れる人と一緒に楽しみ・考え・行動することにより、自然環境の健康（育成・保全）へとつなげる。さらに市民の環境意識の向上のため、市民・事業者等の主体的な参加と協働により、市内全域で景観美化活動に取り組み、住む人も訪れる人にとっても住みたくなる美しい環境を維持・保全する。

◎ごみの減量と再資源化を進め、資源を大切に利用する循環型社会を目指す。

かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、環境への負荷に配慮し、ごみの減量と再資源化を進めるとともに、廃棄物の適正処理の徹底や不法投棄防止のための取り組みを強化し、循環型社会の構築に努める。

◎今ある豊かな自然と環境を、健全な形で未来につなげる。

景観条例等各種法令の遵守や「太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」等に基づき再生可能エネルギーを推進することにより、小諸の美しい景観や豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境との調和を図り、現在の環境を健全な形で未来へつなげる。

また、「小諸市気候非常事態宣言」に沿って、市民、事業者、行政が一丸となって、地球温暖化対策に取り組み、持続可能な地域社会を目指す。

◎水源地域の環境を保全し、適正な排水処理により公共用水域を守る。

水資源の確保、水の安定供給を図るため、水源地域の環境を保全する。また公共用水域の保全のため、地域の状況に応じた水洗化を推進するとともに、水質調査を行い、かけがえのない地下水の汚染を未然に防止する。



### 【政策3】健康・福祉

#### ◆目標

一人ひとりが健康に心がけ、みんなで支え合うまち

所管：保健福祉部

#### ◆ミッション

少子・高齢、人口減少社会が進展する中、「支える側」「受ける側」という一方通行から互いに支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが必要であり、市民誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「すべての人のいのちが輝くまち」を目指す。

◎子どもから高齢者まですべての市民一人ひとりが健康に心がけ、元気で暮らすための保健予防事業を展開する。

◎複雑化かつ深刻化する地域福祉課題に対し、支援が必要な市民を地域全体で支える福祉環境を整備する。

◎高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進する。



**◆方 針**

◎子どもから高齢者まですべての市民一人ひとりが健康に心がけ、元気で暮らすための保健予防事業を展開する。

関係機関や地域と連携し、安心して子育てができるよう妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行う。

適度な運動習慣を身につける健康ウォーキングや、生活習慣病を予防するための各種健診（検診）事業を推進するなど、市民が楽しんで健康づくりに取り組めるように生涯を通じた健康づくりの機会や場を提供する。

市民意識調査によると、医療に対する項目は市民評価が高いため、今後も維持・発展させていくとともに、新型感染症等の拡大を防ぎ、地域医療体制を堅持する。

◎複雑化かつ深刻化する地域福祉課題に対し、支援が必要な市民を地域全体で支える福祉環境を整備する。

誰もが地域の中で自分らしく生活していけるよう「お互いさま」の心で支え合う仕組みをつくり、市民、行政、関係機関等が連携し、様々な地域福祉課題の解決を図っていく。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者の増加が想定される中で、きめ細やかな対応と社会的自立のための支援体制の充実に努める。

障がい者やその家族が安心して健康に地域社会で暮らせるように、保健・医療関係機関、サービス提供事業所との連携強化と福祉サービスの充実に努める。

◎高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進する。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように、医療、介護、生活支援、介護予防の充実と、在宅医療・介護の連携強化を図る。また、新型コロナウイルス感染症により、外出や人との交流の機会が減少し心身の機能が低下する「フレイル」（虚弱）の恐れがあることから、予防のための取り組みを行い、健康寿命を延伸させる。



## 【政策4】産業・交流

### ◆目標

地域の宝、地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち

所管：産業振興部

### ◆ミッション

豊かな暮らしを創出するため、「稼ぐ力」を意識した戦略的な産業振興策を展開し、移住・定住促進策と併せ、魅力ある「商都・農都・住都 小諸」を創る強い推進力とし、人口減少対策につなげる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に人々の意識や社会のシステムが大きく変革し、新たな局面に入ったことを強く意識して政策を進める。

- ◎農と食のブランド化を推進し、農業の生産性向上を進めることで、農家の所得向上を図る。
- ◎地域の強みを活かした企業誘致を積極的に推進し、既存企業・事業者、新規起業者への支援を強化する。
- ◎こもろ観光局と連携し、観光地域づくりと懐古園の魅力アップを図る。
- ◎人口減少に歯止めをかけるため移住・定住を促進する。
- ◎新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域経済の回復を図る。

**◆方 針**

◎農と食のブランド化を推進し、農業の生産性向上を進めることで、農家の所得向上を図る。

小諸市の歴史・文化・風土を活かした農と食のブランド化による農産物の高付加価値化を推進するとともに、生産性向上のための農地の利用集積や基盤整備を進めることで、農家の所得向上を図る。そして、魅力ある農業、稼げる農業となることで、農家の経営安定と新規就農者の増加や、荒廃地の解消を目指す。

◎地域の強みを活かした企業誘致を積極的に推進し、既存企業・事業者、新規起業家への支援を強化する。

小諸市の立地特性と新型コロナウイルス感染症の影響による企業の新たなニーズを踏まえる中で、小諸としての強みを活かした企業誘致を積極的に推進する。また、既存企業・事業者に対しては生産性の向上や経営・資金面での支援を行うとともに、新たな起業チャレンジへの支援を商工会議所と連携して進める。

◎こもろ観光局と連携し、観光地域づくりと懐古園の魅力アップを図る。

こもろ観光局と密接に連携・協力し、小諸の自然や歴史・文化を活かした効果的なプロモーションを展開するとともに、地域の魅力を掘り起こし、市全体で来訪者を受け入れる「観光による地域づくり」に取り組み、インバウンドも含めた交流人口の増加を目指す。また、動物園再整備などにより入園者が減少している懐古園の魅力アップを進め、入園者の増加を目指す。

◎人口減少に歯止めをかけるため移住・定住を促進する。

引き続き、空き家バンクの充実や移住相談会の開催、民間宅地開発の誘導、交流人口・関係人口の拡大等により移住・定住者の増加を図る。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた「新しい生活様式」を踏まえ、テレワークやサテライトオフィス等の新たな地方移住の需要取り込みを積極的に進める。

◎新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域経済の回復を図る。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、落ち込んだ地域経済の回復を図ることを最優先に取り組むこととし、市内事業者の状況把握に努めるとともに、感染の状況や収束後を見据える中で、地域の実情に応じた適時的確な経済対策を実施する。



## 【政策5】生活基盤整備

### ◆目標

安心して快適に暮らせるまち

所管：建設水道部

### ◆ミッション

人口減少、少子高齢化の進展による社会構造の変化に対応した多極ネットワーク型コンパクトシティによるまちづくりを推進し、市内全域の利便性を高めるとともに、昨今、多発する自然災害対策に積極的に取り組み、地域防災力の向上を図ることで将来にわたって市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進める。

◎公共交通ネットワークで結ばれた、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進める。

◎効率的で効果的な社会基盤の整備を進める。

◎災害に強いまちづくりを進める。

**◆方 針****◎公共交通ネットワークで結ばれた、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進める。**

利便性の高い都市づくりのため、公共交通の利便性が高い小諸駅・市庁舎周辺地域において、生活に欠かせない都市機能施設の集約・誘導を、様々な主体との公民連携により取り組むとともに、市内のコミュニティ交通の改善や広域的な幹線交通の維持に努め、持続可能な交通ネットワークの構築を行う。

そして、「居心地のよい、ひらかれた」付加価値の高い都市づくりに向け、都市機能施設の有機的な連携と、外出機会の創出につながる公共交通の利用促進に取り組む。

**◎効率的で効果的な社会基盤の整備を進める。**

市民の生活に欠くことのできない道路や橋梁等の整備・修繕は、将来にわたる持続可能性を考慮した長寿命化計画に沿って着実に進めるとともに、社会基盤の整備を行うことにより移住・定住の促進を図る。

公民共同企業体「株水みらい小諸」への一部業務委託による上水道事業は、民間事業者のノウハウを活用しつつ業務管理を厳格に行うことで、安全で良質な水の安定供給と事業の安定経営を維持する。

**◎災害に強いまちづくりを進める。**

災害発生時には、人命を保護することが最も優先されなければならない。今後発生しうる大規模自然災害に備えて、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を図るとともに、自身の安全を守る「自助」、地域のつながりを大切にした助け合い「共助」の意識を高めるため、関係機関の連携強化と住民意識の高揚を図る。



## 【政策6】協働・行政経営

### ◆目標

すべての主体が参加し、協働するまちづくり

所管：総務部

### ◆ミッション

持続可能な小諸市であるために、新たな財源確保策や公共施設の縮減、有効活用を図るとともに、「協働による市民主体のまちづくり」を図り、市民協働で支える健全な行財政経営を進める。また、小諸市役所が、「市民の役に立つ所」であるよう、人材の育成、活用を図る。

◎参加と協働による市民主体のまちづくりを推進する。

◎戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進する。

◎将来にわたり健全財政の維持を図る。

◎市民の役に立つ職員の育成を図る。

**◆方 針****◎参加と協働による市民主体のまちづくりを推進する。**

互いに暮らしやすい地域社会を目指し、自治基本条例の基本理念である「市民主体による参加と協働のまちづくり」を推進するため、各主体の自発的で主体的な活動を活発にする支援を行う。

**◎戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進する。**

戦略的で効率的・効果的な行政経営を進めるための仕組みとして、総合計画を基軸とし、財政計画、公共施設等総合管理計画を包含した「行政マネジメントシステム」の再構築を進めるとともに、持続可能な地域社会を実現するため SDGs の理念を取り入れた行政経営を進める。また、コスト意識を持った事務事業の見直し改善、アウトソーシングの導入、行政事務の ICT 化等により行財政改革を推進する。

**◎将来にわたり健全財政の維持を図る。**

健全財政を維持するための財政計画の策定と新たな予算編成の制度設計を進めるとともに、市税をはじめとする自主財源の確保と、ふるさと納税など新たな自主財源の確保に戦略的に取り組む。

**◎市民の役に立つ職員の育成を図る。**

小諸市役所が「市民の役に立つ所」であることを実践するために、人材育成基本方針、人事評価制度、定員管理計画を一体的に運用し、社会的つながりの高い、自立した意欲のある職員を育成し、効果的な人材活用を図るとともに、働き方改革を進め、職員の力を効率的、効果的に配分する。





# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 5 章 施 策

- 1 子育て・教育
- 2 環境
- 3 健康・福祉
- 4 産業・交流
- 5 生活基盤整備
- 6 協働・行政経営

## 【政策 1】子育て・教育



### 【施策 1-1】

教育環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます

主管課：学校教育課

#### ◆現状と課題

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動できるような「生きる力」を育むため、豊かな心と健やかな体の育成・基礎学力の向上・子どもの学びを支える教育環境の整備などに取り組んでいる。

喫緊の課題としては、学校改築・再編方針に基づく「長期学校改築計画」の早期策定であり、長期的視点に立った学校の適正規模・配置について検討し、統廃合も含め、学校教育審議会による議論を進める。

また、学校現場で質の高い指導が行われるためには、「教職員の働き方改革」を推進し、教職員が子どもと向き合う時間を確保することが課題となっている。不登校やいじめの改善に向けた継続的な支援等についても、さらなる取り組みが必要である。

#### ◆方針（目的）

子どもたちの「学びに対する意欲や喜び」を高め、基礎学力の向上とともに、問題解決的な学習を通して、自ら考え行動できる力の育成を図り、すべての学びの場を通して「自己肯定感」の育成に努める。そして、「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」の総体である「生きる力」の育成を図る。

子どもたちの学びを適切に支えるため、施設・設備の整備面では、長期学校改築計画の策定、施設の長寿命化対策の推進、ICT環境の充実等に取り組む。また、一人ひとりの学びに応じた人的体制の充実を図る。

## ◆目標

- ①豊かな心と健やかな体が育成され、基礎学力が向上し、子どもの学びを支える教育環境が構築された状態。
- ②学びに対する意欲や喜びが高まり、「生きる力」が育成された状態。

## ◆目標値

①	指標名	全国学力状況調査（小学 6 年生・中学 3 年生の全国平均値（100）との対比）				
	設定理由	全国学力状況調査の結果が向上すれば、「学力」の習得の度合いが向上したと考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 小93.5 中98.1	令和2年度 小100 中100	令和3年度 小100 中100	令和4年度 小100 中100	令和5年度 小100 中100
②	指標名	全国体力状況調査（小学 5 年生・中学 2 年生の全国平均値（100）との対比）				
	設定理由	全国体力状況調査の結果が向上すれば、「体力」が向上したと考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 小97.3 中93.4	令和2年度 小100 中100	令和3年度 小100 中100	令和4年度 小100 中100	令和5年度 小100 中100
③	指標名	学校へ行くことを楽しいと思っている児童・生徒の割合				
	設定理由	上記指標の値が向上すれば、子どもたちの「学びに対する意欲や喜び」が高まり、「生きる力」の育成につながると思われるから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 小88.2% 中76.0%	令和2年度 小88% 中76%	令和3年度 小88% 中76%	令和4年度 小88% 中76%	令和5年度 小88% 中76%

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール4 「質の高い教育をみんなに」

明治から受け継がれてきた「梅花教育」の精神のもと、新学習指導要領が求める主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の充実に向けて、教職員の教育観を高め、指導力を向上させるための研修を進めるとともに、児童・生徒に一人1台配備する情報端末を有効活用することにより、学習の質の向上と効率化を図る。

また、児童・生徒一人ひとりを支えるうえで必要な人材を配置することにより、個に応じた多様な学びの実現を支援する。

## ◆主な事業

姉妹都市教育委員等連携事業／中学生海外文化・語学学習事業／英語教育推進事業  
／長期学校改築計画策定事業／小学校施設維持管理事業／小学校教育振興事業  
／小学校 ICT 教育推進事業／小学校教育支援事業／中学校施設維持管理事業  
／中学校教育振興事業／中学校 ICT 教育推進事業／中学校教育支援事業

## ◆個別計画

教育振興基本計画／小中学校 ICT 環境整備計画／学校施設長寿命化計画

## 【政策 1】子育て・教育

### 【施策 1-2】



安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます

主管課：子ども育成課

#### ◆現状と課題

少子化、核家族化の進行や、地域での人と人とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している。これに伴って、子育てに関するニーズが増大するとともに多様化が進み、その対応が求められている。

今後も少子化が進行する中、将来にわたってより良い保育環境が提供できるよう、ニーズにあった多様な保育の充実と、需要を満たす教育・保育施設の受け入れの確保、増加傾向にある特別な教育的ニーズのある子どもへの適切な支援、また、社会問題となっている児童虐待の防止対策などが課題となっている。

#### ◆方針（目的）

家庭における子育ての負担や不安、孤立化を和らげ、安心して子育てができる環境づくりを、行政だけでなく、家庭ですべきこと、地域で支え合えることなど役割分担をしながら社会全体（みんな）で取り組む。

ファミリーサポートセンターや病児・病後児保育事業など多様な保育を充実するとともに、保育園においては、私立と連携しながら需要に対応する受け入れを確保し、また、効率的に施設運営を継続するため、保育園の再配置計画の策定を進める。特別な教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加に向けた支援を行う。児童虐待の対応においては、関係機関が連携して発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応・支援を行う。

◆目標

- ①社会全体（みんな）の取り組みによって、安心して子育てができる環境が充実した状態。
- ②特別な教育的ニーズのある子どもが、周囲に理解されながら有効な支援を受けることにより、状況の改善や生活力の向上が図られ、より良い成長が促される状態。
- ③児童虐待においては、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し的確な対応を行うことにより、子どもが適切な養育を受けられる状態。

◆目標値

①	指標名	子育てしやすい環境づくりに対する市民満足度(市民意識調査)				
	設定理由	子どもが心身ともに健やかに育つために、安心して子育てができる環境が必要であるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		55.8%	56.5%	57.0%	57.5%	58.0%
②	指標名	要保護児童対策地域協議会の進行管理ケースの中で支援が終了したケースの割合				
	設定理由	児童虐待があった、また、そのリスクの高い家庭を積極的に支援し、児童等の適切な養育につなげるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		19%	20%	20%	20%	20%

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール4 「質の高い教育をみんなに」

子どもの心身の成長が著しい幼児期、学童期に、良質な教育・保育を確保し、心豊かでたくましく生き抜く力を持つ自立した人を育てる。

ゴール16 「平和と公正をすべての人に」

障がいや児童虐待などで支援を必要とする子どもや家庭へ、関係機関が連携して支援を行い、適切な養育を受け、子どもの健やかな成長・発達や自立を保障する。

◆主な事業

保育所運営事業／子ども・子育て支援事業／保育所建設事業／私立幼稚園補助事業  
 子どもセンター運営事業／児童クラブ運営事業／児童施設運営事業  
 ／就学指導支援事業／家庭児童相談事業／教育支援センター等運営事業  
 ／特別支援教育等推進事業

◆個別計画

教育振興基本計画／子ども・子育て支援事業計画／地域福祉計画・地域福祉活動計画

## 【政策 1】子育て・教育

### 【施策 1-3】



生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します

主管課：文化財・生涯学習課

#### ◆現状と課題

図書館及び市民交流センターは開館以来多くの市民に利用いただいているが、文化センターは各施設とも利用者数が減少傾向で推移している。

文化センター、美術館、記念館における各種講座等の参加者数は安定しているが、参加者の裾野を広げていくことが課題である。

美術館・記念館等の生涯学習施設は経年劣化が進んでおり、施設全ての長寿命化を実施するためには、多額の費用を要する。

#### ◆方針（目的）

市民の主体的な「学び」を促進するため、魅力ある企画展や市民ニーズを踏まえた各種講座・教室を開催し、生涯学習の機会を創出する。併せて、市民が「学び」の成果を活かし、生きがいづくりにつながるような機会の創出を図る。

生涯学習施設については、各施設の老朽化等を踏まえ、今後のあり方を検討し、管理計画を策定する。

「音楽のまち・こもろ」を実現するため、作曲コンクールやミニコンサート等、まちじゅうに音楽があふれるよう事業の充実に取り組む。

#### ◆目標

- ①市民が主体的に学び、自らを高め、学びの成果を地域で活かし、生きがいを持って生活している状態。
- ②生涯学習施設が適切に管理・運営され、市民が芸術・文化にいつでもふれることができる状態。
- ③市民が作曲コンクールやミニコンサートなどにより音楽にふれ、生き生きと暮らしている状態。

## ◆目標値

①	指標名	文化・芸術を身近に感じている人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	文化・芸術を身近に感じている人の割合が高まれば、市民の主体的な「学び」が促進されていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		—	40%	41%	42%	43%
②	指標名	芸術・文化に親しむ機会の充実に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	芸術・文化に親しむ機会の充実に対して満足と感じている人の割合が高くなれば、市民が芸術・文化にいつでもふれることができていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		65.0%	68%	70%	73%	75%
③	指標名	ミニコンサートの鑑賞者数				
	設定理由	ミニコンサートの鑑賞者数が増えることにより、市民が音楽にふれ、生き生きと暮らすことができていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		727人	763人	802人	842人	884人

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール4 「質の高い教育をみんなに」

生涯を通じた学びを提供できるよう社会教育施設における講座等を充実し、生涯学習機会の創出を図る。

## ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

市民の主体的な学びの場を提供できるよう図書館や公民館の充実を図る。

## ◆主な事業

図書館運営事業／公民館運営事業／学級・講座等開催事業  
／高原美術館・白鳥映雪館企画展開催事業

## ◆個別計画

教育振興基本計画／子ども読書活動推進計画

## 【政策 1】子育て・教育

### 【施策 1-4】



かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します

主管課：文化財・生涯学習課

#### ◆現状と課題

「KOMORO HISTORY」「小諸ふるさと遺産」「古文書学習講座」などにより文化財に関する学びの機会を醸成している。また、指定文化財保護補助金により保存・継承を図っている。

文化財の所有者・継承者の高齢化や後継者不足などにより、保存・継承・活用等が難しくなっている。

古文書の整理・調査を古文書調査室で行っているが、収集・保存・展示・調査研究等を行う体制が不足しており、郷土の貴重な歴史的資料や古文書等の散逸が危惧される。

課題であった旧小諸本陣（問屋場）の解体・復原工事に着手するが、多額の費用を投じるため、今後の活用方法を含め十分な検討を要する。

#### ◆方針（目的）

小諸市文化財保存活用基本方針に基づき、文化財を単に保存・継承するだけでなく、観光面等と連携を取り積極的な有効活用を図る。

個人や団体が所有・継承している文化財は、適切に保存・継承・活用等ができるよう、助言、情報提供、標識設置、管理・修理費の補助等の支援を行う。

郷土の貴重な歴史的資料や古文書等が散逸しないよう、収集・保存・展示・研究等を一体的に行う体制の充実を図る。

ふるさと「小諸」を愛し、大切に思う心を育み、歴史的、文化的なお宝や、自然のすばらしさを活かした「ふるさと学習」を進める。



## ◆目標

- ①文化財が適切に保存・継承されるとともに、観光面等で有効に活用されている状態。  
 ②地域や住民が自ら、文化財を保存・継承するための活動が行われている状態。  
 ③歴史的資料や古文書等の収集・保存・展示・研究等を一体的に行い、活用されている状態。

## ◆目標値

①	指標名	伝統行事や文化財の保存・活用の状況に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	伝統行事や文化財の保存や活用の状況に満足と感じている人の割合が高くなれば、文化財の保存・継承・活用等が適切に行われていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		67.3%	69%	71%	73%	75%
②	指標名	指定文化財保護補助金、無形民俗文化財公開謝礼の申請数				
	設定理由	指定文化財保護補助金、無形民俗文化財公開謝礼の活用により、文化財を保存・継承するための活動が行われていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		15件	15件	15件	15件	15件

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール4 「質の高い教育をみんなに」

かけがえのない文化財の保存・継承・活用等を図り、ふるさとの誇れる芸術・文化を学ぶ機会の創出を図る。

## ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

歴史的、文化的な資料にふれ、ふるさとを愛し大切に思う心を育み、芸術・文化のまちづくりを推進する。

## ◆主な事業

文化財保護活用事業／旧小諸本陣建造物保存修理事業

## ◆個別計画

教育振興基本計画

## 【政策 1】子育て・教育

### 【施策 1-5】



スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します

主管課：スポーツ課

関連課：健康づくり課

#### ◆現状と課題

小諸市では、地域指導者によるスポーツ少年団活動や各種団体の教室、大会の開催などによる様々な年代層へのスポーツ振興が行われている。また、ウォーキングなど年齢や体力に応じた健康保持につながる生涯スポーツも推進している。

しかし、スポーツニーズが多様化するなか、参加者や競技団体の減少、団体役員の高齢化などもあり、ニーズに応じた教室の検討や競技団体と連携した人材（担い手）育成が課題となっている。

#### ◆方針（目的）

スポーツ推進計画に基づいて、関係団体と利用者ニーズに応じた教室の開催や指導者育成によるスポーツ振興に取り組むとともに、今後予定されている長野国体への準備を進める。

それぞれの体力や年齢・目的などに応じて、生涯を通じてスポーツに親しみ、活動する取り組みを関係課と連携して進める。

スポーツに親しむ環境を整備するため、体育施設の充実や個別施設計画による統廃合を含めた適切な整備を図り、安全安心な利用が行える施設管理に努める。

高地トレーニング事業による国内トップレベルの選手（アスリート）と交流する機会の充実を図り、競技への興味やスポーツをするきっかけづくりなど市民がスポーツに親しみ、まちの活性化、健康づくりにつながる取り組みを進める。

#### ◆目標

- ①体育施設の利用などを通じて、地域でのスポーツに親しむ人が増え交流や活動が増える状態。
- ②市民がそれぞれの体力や年齢・技術・興味・目的などに応じてスポーツに親しむことができる状態。

## ◆目標値

①	指標名	スポーツ・レクリエーション活動が行いやすい環境づくりに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	満足度が上がることにより、活動などの行いやすい環境の提供ができていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		54.5%	56%	57%	58%	60%
②	指標名	スポーツを身近に感じている人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	スポーツを身近に感じている人の割合が高まれば、スポーツを通じた交流や活動などが増えていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		—	40%	41%	43%	45%

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール3 「すべての人に健康と福祉を」

それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的などに応じてスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康の保持や増進など多様な意義を持てることを目指す。

## ゴール4 「質の高い教育をみんなに」

国内トップレベルの選手（アスリート）と接し、競技に打ち込む姿勢や思い、頂点を目指し努力する姿などから、情熱やひたむきさを感じ、生涯学習教育の一助となることを目指す。

## ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

スポーツニーズの多様化に応じた体育施設の管理運営を人口規模や利用状況なども検討しながら、安全・安心にスポーツに親しめる施設環境づくりを目指す。

## ◆主な事業

スポーツ大会等運営事業／高地トレーニング等推進事業／体育施設運営費  
／総合体育館等運営事業／学校開放事業

## ◆個別計画

教育振興基本計画／スポーツ推進計画

## 【政策 1】子育て・教育

### 【施策 1－6】



市民の人権意識を高めます

主管課：人権同和教育課・人権政策課

#### ◆現状と課題

平成 30 年度の「人権・同和問題、男女共同参画に関する市民意識調査」によると、3 割の人が「人権を侵害されたことがある」、また、「性別によって役割を固定する考え方」について 2 割以上の人が賛成と回答している。令和元年度から令和 2 年度に「部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」「男女共同参画こもろプラン 7」の策定に向けた、女性、障がい者団体などとの聞き取り調査でも、差別、偏見、不平等などを受けた体験が語られた。

このような状況を踏まえ、差別のない、すべての人の人権が尊重される社会の実現を図る必要がある。

#### ◆方針（目的）

社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する差別や偏見など、様々な人権問題が存在している。すべての人の人権が尊重され、差別のない小諸市を築くため、家庭、地域、学校、企業等の様々な場において、学習や啓発、交流活動を通じて市民の人権意識を高め、差別や偏見など人権が侵害されたときに、適切な相談・解決の支援を受けられるよう、体制を充実させる。また、女性活躍推進などの取り組みにより、男女共同参画及びジェンダー平等社会の実現を目指す。

◆目標

- ①市民が、家庭、地域、学校、企業等の様々な場において、人権に関する知識が得られ、様々な人々との交流の機会を通じ、差別や偏見等に気づくことができる人権感覚が身についた状態。
- ②市民が人権問題について、必要なときに相談ができ、解決に向けた支援が受けられる状態。
- ③男女共同参画及びジェンダー平等社会が実現できた状態。

◆目標値

①	指標名	1年以内に差別や偏見など人権を侵害されたことのある人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	人権を侵害されたことのある人の割合が低くなれば、市民の人権意識が高まったと考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		9.8%	0%	0%	0%	0%
②	指標名	審議会委員等への女性の参画率				
	設定理由	審議会委員等への女性の参画率が高くなれば、男女共同参画及びジェンダー平等社会の実現に近づくから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		40.4%	45%	45%	45%	45%

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール5 「ジェンダー平等を実現しよう」

家庭、地域、学校、企業等の様々な場において学習や啓発を行い、性別に基づく固定的な考え方や役割をなくし、男女平等の社会を目指す。

ゴール16 「平和と公正をすべての人に」

家庭、地域、学校、企業等の様々な場において学習や啓発、交流活動を行い、差別や偏見をなくし、すべての人の人権が尊重される社会を目指す。

◆主な事業

人権同和教育推進事業／隣保館運営事業／男女共同参画推進事業  
／多文化共生推進事業

◆個別計画

教育振興基本計画／部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画  
／男女共同参画こもろプラン

## 【政策 2】環境

### 【施策 2-1】



#### ごみの減量と再資源化を進めます

主管課：生活環境課

#### ◆現状と課題

ごみの総排出量は、平成 28 年度以降、ほぼ横ばいでの推移となっており、クリーンヒルこもろの稼働により、安定的にごみ処理ができるようになった。しかし、可燃ごみの排出量は年々増加しており、それに伴いごみ処理経費も増加傾向となっている。また、資源物の再資源化は、店頭での回収などを含め定着してきているが、可燃ごみへの混入が見られることから、ごみの分別の徹底と減量に早急に取り組む必要がある。

不法投棄の防止に向けては、定期的なパトロールの実施や監視カメラの設置、啓発などの活動を行っているが、なかなか無くならないため、対策についての早急な検討が必要である。

#### ◆方針（目的）

豊かな自然環境を守り、循環型社会を形成するため、市民、事業者と行政が連携、協力し、食品ロスの削減への取り組みと、3R（Reduce、Reuse、Recycle）の徹底により、ごみの減量と再資源化を積極的に推進する。このことにより、ごみ処理費用の抑制と温室効果ガスの発生抑制に努める。

#### ◆目標

- ①ごみの分別の徹底が市民や事業者に浸透し、再資源化が推進され、ごみの排出量が年々減少している状態。
- ②不法投棄がなくなり、ごみのないきれいな街や、郊外の景観が保たれている状態。
- ③クリーンヒルこもろへのごみの搬入量が減少し、安定的かつ経済的に運営され、周辺への環境負荷が低い状態。

◆目標値

指標名	一人一日当たりごみの排出量（家庭系ごみ、括弧内は事業系ごみを含めた値）					
設定理由	ごみを減らすことにより処理費用の削減と処理時に発生する温室効果ガスの削減につながるから。					
①	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		595g (803g) ※H30年度数値	594g (800g)	593g (797g)	592g (794g)	591g (791g)
指標名	燃やすごみに含まれる資源物の割合（家庭系ごみ）					
設定理由	ごみをきちんと分別すれば、資源として循環させることができ、ごみ処理経費等の削減につながるから。					
②	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		28.7%	28.4%	27.6%	26.8%	26.0%
指標名	事業系ごみの年間排出量					
設定理由	ごみを減らすことにより処理費用の削減と処理時に発生する温室効果ガスの削減につながるから。					
③	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		3,310 t	3,270 t	3,230 t	3,190 t	3,150 t

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール 12 「つくる責任つかう責任」

市民への情報提供と啓発により、一人ひとりが毎日の生活の中で、ごみを出さない（リデュース：Reduce）、繰り返し使用する（リユース：Reuse）、資源として再利用する（リサイクル：Recycle）の 3 R の実践により、ごみの減量と循環型社会の実現を図る。

ゴール 13 「気候変動に具体的な対策を」

3 R の実践により、資源やエネルギーの無駄を減らすとともに、ごみの減量を図ることにより、ごみ処理で発生する温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化の防止を図る。

ゴール 14 「海の豊かさを守ろう」

海洋へ注ぐ河川の上流の自治体の責任として、河川パトロールや環境学習などを通し、河川の汚染防止と自然環境を保全し、海と海洋資源の保全を図る。

◆主な事業

清掃総務費運営費／収集運搬運営事業／塵芥処理施設管理事業／不法投棄対策事業  
／廃棄物減量リサイクル事業／クリーンヒルこもろ運営事業等

◆個別計画

ごみ処理基本計画／分別収集計画／一般廃棄物処理実施計画

## 【政策 2】環境

### 【施策 2-2】



環境の保全と省エネ政策を推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します

主管課：生活環境課

関連課：都市計画課

#### ◆現状と課題

地球温暖化の影響とみられる気候変動による異常気象が、世界各地で報告され、国内においても、近年類をみない気象異常が頻発し、小諸市にとっても極めて深刻な脅威となっている。未来を担う世代に、持続可能な社会を引き継ぐためには、市民、事業者、行政それぞれが危機感を共有し、地球温暖化の原因である CO2 の削減に向けた取り組みを行うことが求められている。

そのためには、市民・事業者への情報提供と啓発により、環境に対する意識を高めていく必要がある。また、再生可能エネルギーの推進は、住民の合意形成を図り、今ある自然環境や景観との調和を図る必要がある。

#### ◆方針（目的）

今ある自然景観を守り育て、地球温暖化防止に努めるなど自然環境にやさしいまちづくりを推進する。そのために、市民・事業者・行政が環境に対する意識を高め、それぞれの役割と責任を認識し、省エネルギーの徹底や環境や景観、地域との調和を図りながら、再生可能エネルギーの活用を促進し、CO2 の削減に取り組む。

#### ◆目 標

- ①地球温暖化など、市民の環境に対する意識が高まっている状態。
- ②小諸の美しい景観や豊かな自然環境が保全されている状態。



## ◆目標値

①	指標名	長野県SDGs推進企業登録制度に登録している企業の数				
	設定理由	各企業が、自らの事業活動が地域に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、環境に配慮した事業活動を展開することが重要であるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		3団体	15団体	25団体	35団体	45団体
②	指標名	市民が学ぶ環境学習の人数				
	設定理由	環境に対する市民の意識を高めていくには、環境学習を進めることが重要であるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		481人	500人	1,100人	1,200人	1,300人
③	指標名	環境保全やごみ対策など環境衛生の取り組みに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民の満足度が高ければ、環境施策が住民のニーズに沿っている割合が高いから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		76.8%	77.6%	78.4%	79.2%	80.0%

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール7 「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

自然環境や景観との調和を重視しつつ、住民の合意形成を前提に、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの普及を進めることにより、持続的な二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減を図る。

## ゴール13 「気候変動に具体的な対策を」

環境教育の充実や、事業者への長野県SDGs推進企業登録制度等の説明を通し、エネルギー消費の削減や自然環境保全についての啓発、活動支援を行うことにより、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減を図る。

## ゴール15 「陸の豊かさを守ろう」

水質検査や大気汚染調査等の結果の情報提供や環境学習などを通し、生物多様性や自然環境の保全を図る。

## ◆主な事業

環境対策費運営費／環境衛生費運営費／環境美化・緑化対策事業

## ◆個別計画

環境基本計画／共に取り組むCO<sub>2</sub>削減計画こもろ（地球温暖化対策地域推進計画）

## 【政策 2】環境

### 【施策 2-3】



#### 市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します

主管課：下水道課

#### ◆現状と課題

小諸市内の生活排水処理事業は、7つの処理場はじめ、多くの管路施設と個別浄化槽により運営している。整備状況の指標の「汚水処理人口普及率」は 98.7%、利用状況を表す「快適生活率」は 91.8%と、整備拡大の時代から利用拡大と施設管理の時代に移り変わってきている。今後は、利用密度の低い未整備区域における整備方針の検討と、普及促進の実施により利用人口の拡大を図るとともに、施設管理の効率化を目指した処理区統合計画の推進と、下水道施設を持続可能な設備としていくための点検・調査と更新をサイクルとした計画の運用を軌道に乗せる必要がある。

#### ◆方針（目的）

地理的条件と利用者意向との調整から、未普及地域内の整備方針を見直すとともに、効果的な普及促進活動を模索しながら利用拡大に努め、施設整備の概成と使用料収入の維持・拡大を図る。県単位で取り組む「水循環・資源循環のみち 2015」構想の定期的見直し結果に基づく処理区統合計画を推進し、施設管理計画である「ストックマネジメント計画」の実行と併せて、事業の経営基盤の強化を図る。

#### ◆目標

- ①市内のすべての地域において、生活排水処理サービスを受けられる状態。
- ②生活排水処理サービス未利用者が、サービスの内容を知り、利用に向けた具体的検討ができる状態。
- ③「水循環・資源循環のみち 2015」構想が地域状況を反映して見直しされ、構想に沿った統合計画が実行されている状態。
- ④すべての汚水管路において、停滞なく汚水が流れている状態。

◆目標値

①	指標名	快適生活率（県下共通の指標の一つで、計画処理方式による水洗化人口の行政人口に対する割合）				
	設定理由	生活排水処理サービスの利用を促進し、暮らしの快適さ満足度の向上と汚水放流の減少を目指すため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		91.8%	92.5%	93.0%	93.5%	94.0%
②	指標名	松井川雨水排水路の流下水のBOD値				
	設定理由	生活排水処理サービスの利用状況を二次的に確認するため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		1.2mg/l	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下	2mg/l以下
③	指標名	下水道・浄化槽などによる水洗化の促進に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民の満足度が高ければ、生活排水処理に関する施策が市民ニーズに沿っている割合が高いから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		78.1%	78.4%	78.7%	79.0%	79.4%

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール6 「安全な水とトイレを世界中に」

利用環境に関わらず水洗トイレを利用できるように、状況に応じた適切な排水処理サービスを提供する。

ゴール14 「海の豊かさを守ろう」

河川放流される排水の削減を図るため生活排水処理サービスの普及に注力し、公共用水域の保全を図る。

◆主な事業

公共下水道事業／農業集落排水事業

／浄化槽設置整備事業及び浄化槽維持管理補助事業

◆個別計画

流域別下水道整備総合計画／「水循環・資源循環のみち2015」構想

／公共下水道事業計画／社会資本総合整備計画／下水道事業経営戦略

／公共下水道事業ストックマネジメント計画

## 【政策3】健康・福祉



### 【施策3-1】

市民一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らすことができるよう支援します

主管課：健康づくり課

関連課：市民課／厚生課／高齢福祉課／子ども育成課／スポーツ課

#### ◆現状と課題

小諸市は、平均寿命・平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均を指標とした健康寿命）とも国を上回り、一人当たりの医療費も低い状況にあるが、特定健診受診率が低く、今後の健康寿命等への影響が懸念される。

また、核家族化等により子育てに不安を抱える家庭が増えていることから、育児不安の解消や虐待予防のために、関係機関との連携による継続した支援が必要となっている。

市内の二次医療機関では、医師の確保が課題であるため、医師の定着に向けた効果的な支援策について検討していく必要がある。さらに、新型感染症等の流行に伴い、医療体制がひっ迫する恐れもあることから、感染症の拡大を防ぐ必要がある。

#### ◆方針（目的）

一人ひとりが健康に心がけ、健診や健康づくり事業に参加できるよう環境を整えるとともに、多くの方が参加できるような仕組みを構築する。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関と連携し、時機を捉えた効果的な支援を行う。

誰もが必要ときに必要な医療を受けることができるよう、二次救急医療体制の存続と病診連携への支援を行うとともに、新型感染症等の拡大を防ぎ地域医療体制を堅持する。

◆目標

- ①市民一人ひとりが健康に心がけ、日々の運動やバランスの良い食事を意識し、実践できている状態。
- ②医療、保健、福祉等が連携し、支援の必要な方への早期介入ができている状態、また妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援ができている状態。
- ③二次救急医療機関が将来にわたり安定して存続し、病院、診療所、薬局などがそれぞれの役割と機能を果たし、連携が図られている状態。新型感染症等の予防、啓発活動により感染の拡大を防止できている状態。

◆目標値

①	指標名	平均自立期間				
	設定理由	一人ひとりが健康に心がけ、日々の運動やバランスの良い食事を意識することで自立期間が延びるから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 男性80.0歳 女性85.1歳	令和2年度 男性80.25歳 女性85.40歳	令和3年度 男性80.31歳 女性85.65歳	令和4年度 男性80.37歳 女性85.90歳	令和5年度 男性80.43歳 女性86.15歳
②	指標名	特定健康診査（国民健康保険）受診率				
	設定理由	一人ひとりが健康に心がけるようになると、自分の健康状態を確認するため健康診断を受けるようになるから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 44.8%	令和2年度 50%	令和3年度 55%	令和4年度 60%	令和5年度 60%
③	指標名	安心して医療が受けられると感じている人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	必要な時に必要な医療を受けることができるようになると医療満足度が上昇するから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 66.3%	令和2年度 66.4%	令和3年度 66.6%	令和4年度 66.8%	令和5年度 67.0%

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール3 「すべての人に健康と福祉を」

小さな子どもから高齢の方まで、すべての市民一人ひとりが健康に心がけ、生き生きと生涯を送れるよう関係機関と連携し、様々なサポートを行う。

◆主な事業

地域医療体制整備事業／精神保健福祉事業／予防接種事業／健康診査事業  
／健康づくり事業／母子保健事業／乳幼児健診事業／妊産婦等支援事業  
／子育て世代包括支援センター運営事業

◆個別計画

健康づくり計画（げんき小諸21）／特定健康診査等実施計画／スポーツ推進計画  
／保健事業実施計画（データヘルス計画）／食育推進計画

## 【政策 3】健康・福祉

### 【施策 3-2】



#### 誰もが安心できる福祉環境を整備します

主管課：厚生課

関連課：健康づくり課／高齢福祉課／子ども育成課

#### ◆現状と課題

高齢世帯の増加や核家族化・少子化が急速に進展し、社会構造の変化・人口減少等により、地域コミュニティの持続性の低下や弱体化が懸念されている。

また、複雑化している様々な社会的・経済的要因により、格差の拡大、生活困窮や住居確保、家族構成の多様化等に対応する地域福祉課題は増加している。

このような状況のもと、住民間の支え合いの機運は幾分高まりつつあるが、民生児童委員など中心的な担い手不足も課題となっている。

地域福祉を地域全体で支えていくためには、地域の各主体間の連携体制をより一層充実させると共に、地域住民一人ひとりが支援の必要な住民に寄り添う意識の醸成と、行政等による福祉環境の整備が必要である。

#### ◆方針（目的）

誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域全体で支え合う地域コミュニティの強化・充実を図るとともに、支援が必要となった場合の生活や福祉について、関連する庁内部課および関係機関、団体等が有機的に連携することで、安心して相談や支援を受けることのできる体制を整備し、社会的弱者や生活困窮者等の社会的自立に向けた支援を行う。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮者や、また、日頃から支援が必要な方への支援体制を整備する。

#### ◆目標

- ①民生児童委員などの地域福祉の担い手や、区、地域住民、社会福祉協議会等、各種団体が連携を強化し、それぞれが活発に活動できる状態。
- ②生活困窮者、ひとり親等への自立支援が充実した状態。
- ③障がい者等、支援を必要としている住民を地域全体で支える意識の醸成と、地域体制、サービス体制が整備された状態。
- ④新型コロナウイルス等感染症が拡大した場合に対応する適切な支援体制が整備された状態。

◆目標値

①	指標名	地域で支え合っていると感じている人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	目標である地域福祉の担い手や各団体の支援活動が活発に行われていれば、「地域で支え合っていると感じている人の割合」に反映されるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		44.2%	46%	48%	50%	54%
②	指標名	障害のある人への福祉サービスに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	目標である障がい者等、支援を必要としている住民を地域で支える意識と地域体制、サービス体制が整備されていれば、福祉サービス満足度に反映されるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		46.8%	49%	52%	55%	58%
③	指標名	小諸市生活就労支援センター（まいさぼ小諸）での自立相談計画の終結者数				
	設定理由	まいさぼ小諸における自立相談支援計画が終結し、次のステップに移行できた人が多ければ、生活困窮者の社会的自立支援が充実していることにつながるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		11人	13人	15人	18人	18人

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール1 「貧困をなくそう」

国内の経済・雇用状況の変化や、家族構成、心身の障がいまたは健康状態等により生活困窮の状況にある方に対して、福祉・医療・住居・就労等に関するサービス体制の連携により、あらゆる貧困状態から脱する支援を実施する。

ゴール3 「すべての人に健康と福祉を」

すべての市民が自分らしく、健康で心豊かな生活ができるよう、障がい、生活困窮等にある方も、生き生きと生活できる福祉支援が行き届く体制を整備する。

◆主な事業

障害者総合支援給付事業／自立相談支援事業／生活保護受給者就労支援事業  
 ／障害者地域生活支援事業／生活保護適正実施推進事業／障害者援助事業  
 ／障害者福祉医療等給付事業／社会福祉総務費運営費

◆個別計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画／障がい者プラン（福祉行動計画）／障害福祉計画  
 ／障害児福祉計画



## 【政策 3】健康・福祉

### 【施策 3-3】



高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

主管課：高齢福祉課

関連課：厚生課／健康づくり課

#### ◆現状と課題

高齢者人口は年々増加し、高齢化率は32%を超え、まもなく市民の3人に1人は高齢者となる。さらに、団塊の世代が2025年には後期高齢者となり、介護サービスを必要とする高齢者が増加することは必至である。

介護職等の専門職については慢性的な人員不足が続き、今後も人員不足の解消は見込まれない状況の中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を構築していくと同時に、介護予防事業を充実させ、年々増加していく介護給付サービス費を抑え介護保険制度を持続可能な制度としていかなければならない。

#### ◆方針（目的）

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できる地域づくりを推進するため、小諸北佐久医療・介護連携推進協議会、地域ケア会議などの開催により多職種の連携強化を図る。

また、高齢に伴う外出機会の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による外出制限などにより、社会参加の場が減少し、心身の機能が低下する「フレイル」（虚弱）が心配されるため、各種健康教室や専門職による訪問指導の実施、各地区で行われる介護予防事業の支援など、要介護者の増加を抑えるための事業を進め、健康寿命の延伸を図る。

#### ◆目標

- ①支え合いの充実により、安心して地域で生活できる高齢者が増えた状態。
- ②介護予防事業、各種健康教室などの充実により健康な高齢者を増やし、そのことにより、介護給付サービス費の増加を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとしていく状態。



◆目標値

指標名	介護申請（65歳以上）の初回申請平均年齢				
設定理由	介護予防の充実により、初回介護申請の平均年齢を維持する。				
① 目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	男性83.6歳 女性85.1歳	男性83.6歳以上 女性85.1歳以上	男性83.6歳以上 女性85.1歳以上	男性83.6歳以上 女性85.1歳以上	男性83.6歳以上 女性85.1歳以上
指標名	要介護認定率				
設定理由	介護予防事業が充実すると、高齢者人口に対する要介護者（要支援1～要介護5）の割合が増えないから。				
② 目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	13.2%	13.2%以内	13.2%以内	13.2%以内	13.2%以内

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール3 「すべての人に健康と福祉を」

高齢者の生きがいがいづくりのための支援や介護予防事業の実施により、健康な高齢者を増やす。

ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

在宅医療・介護の連携、支援を必要とする高齢者及び認知症高齢者やその家族の支援など支え合う地域づくりを推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備する。

◆主な事業

高齢者保護支援費／在宅福祉サービス事業／介護予防事業／生きがい対策支援事業  
／包括的支援事業／新包括的支援事業／介護予防・生活支援サービス事業  
／一般介護予防事業

◆個別計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画／高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 【政策4】産業・交流

### 【施策4-1】



## 農家の担い手を育て儲かる農業を目指します

主管課：農林課

### ◆現状と課題

農業は小諸市の基幹産業であるが、ほ場の傾斜がきつく、面積も小規模な中山間地という立地条件に恵まれていない状況もあり、農家数の減少、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足、遊休荒廃地の増大などが課題となっている。

担い手の育成や確保については、新規就農者や振興作物等への支援など、多様な経営体による営農の維持・発展が不可欠であり、稼ぐ力を意識した魅力ある農業への変革が必要である。

### ◆方針（目的）

農業が儲かる産業となり夢が持てるようにならないと、後継者や新規参入者等の担い手は育たない。

そこで、農地の利用集積や基盤整備を進める中で、気候変動に対応した優良産地の団地化により、農産物の競争力を高めるとともに、「農」と「土壌」に着目したアグリシフトの推進を図る。また、生産するだけでなく「どう売るか」を農商工業者とマーケティング専門家との協働により、「小諸ブランド」を創造し強化を図ることで、儲かる農業を目指す。

また、既に生産物の販路が確立された地域においては、農業の生産性をさらに向上させ、儲かり続ける農業を目指す。

### ◆目標

- ①農地・農道・水路等の基盤整備が進み、農地が保全され、効率的な農業ができている状態。
- ②農地の利用集積が進み、耕作放棄地が増えない状態。
- ③農産物等における小諸ブランドが確立され、ビジネスとして成り立っている状態。
- ④森林が整備され、野生鳥獣による農業被害が増えていかない状態。

## ◆目標値

①	指標名	基幹的農業従事者の農業所得（年間200万円以上の人数）				
	設定理由	農家所得の向上が魅力ある持続可能な農業につながるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		93人	93人	96人	99人	102人
②	指標名	再生利用が可能な荒廃農地面積				
	設定理由	年々増加する農地の荒廃化を防ぎ、荒廃農地のうち再生可能な農地を賃貸借の推進等により再生する必要があるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		306ha	306ha以下	306ha以下	306ha以下	306ha以下

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール2 「飢餓をゼロに」

農業には「食料を供給する」という重要な役割がある。これを実現するために、強い農業の存在が欠かせない。

このため、環境と調和した持続可能な農業を推進し、生産技術の向上やスマート農業の導入により、農地や労働力を確保し食料自給率の向上を目指すとともに、生産者の所得の確保・向上を図るなど、食料生産システムの確立と安定的な農業経営を目指す。

## ゴール13 「気候変動に具体的な対策を」

## ゴール15 「陸の豊かさを守ろう」

近年、地球温暖化による異常気象等が原因で、森林や農地等の災害が多発している。

このため、森林や農地等の適切な維持管理や、水路等の農業用施設の強靱化を推進するなど、良好な環境を保持していくことで、気候変動等による悪影響を最小限に抑制し、自然災害等から地域を守る。

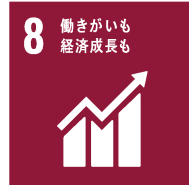
## ◆主な事業

機構集積支援事業／市単土地改良事業／農業振興事業／農業人材育成事業  
／農産物ブランド化事業／野生鳥獣保護・管理事業／森林整備促進事業

## ◆個別計画

農業振興地域整備計画／農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想  
／森林整備計画

## 【政策4 産業・交流】



### 【施策4-2】

地域の強みを活かした企業誘致と事業者支援、起業者の育成を強化し、地域経済の活性化を図ります

主管課：商工観光課

#### ◆現状と課題

首都圏からの良好なアクセスとリスク分散の適地としての認知度、豊かな自然環境と軽井沢エリアとしてのブランド力など、企業が求める一定条件を備えた地域として、積極的な企業誘致を進めているが、提供できる商品として自己所有地がないため、企業からの引き合いに対する競争力を失っている。持続的な地域経済を構築するために不可欠な、既存企業や新規起業者の支援は、地域外の人材誘致など新たな視点で取り組む必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響は、多くの業種の事業活動にこれまで経験したことのない停滞をもたらしており、継続した支援を必要とする。

#### ◆方針（目的）

企業誘致は引き続き地域の強みを活かして取り組み、外国籍企業やアフターコロナを見据えたサテライトオフィスなどを新たなターゲットに加え進めるが、これまで課題であった競争力を高めるため、まずは既存工業団地の未造成、未分譲地を早期に買収、商品化するとともに、次期工業団地計画に着手する。既存企業の事業拡大や技術力向上への支援に引き続き注力するほか、事業者の自主的な取り組みへの支援や事業承継等の課題にも対応する。また、起業・創業は地域内人材だけに頼らず、新たな経済の担い手づくりとして人材誘致にも積極的に関わり、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復と地域経済の活性化につなげる。

## ◆目標

- ①地域住民だけでなく、移住者など地域外ニーズにも応えられる就業先がある状態。  
 ②起業・創業により新たな事業活動や遊休不動産等の活用などの経済効果が生じる状態。  
 ③継続的な支援により、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みを改善した状態。

## ◆目標値

①	指標名	企業立地数				
	設定理由	新規企業の立地や既存企業の増設は新たな雇用の創出と税金など財政力の強化に直結するから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 4件	令和2年度 5件以上	令和3年度 5件以上	令和4年度 5件以上	令和5年度 5件以上
②	指標名	市内での起業・創業件数（小諸商工会議所「創業塾」「チャレンジ企業相談室」における件数）				
	設定理由	起業・創業により経済の担い手が増え、事業活動や消費行動が広がることで地域経済が活性化するから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 16件	令和2年度 16件以上	令和3年度 16件以上	令和4年度 16件以上	令和5年度 16件以上

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール8 「働きがいも経済成長も」

ゴール9 「産業と技術革新の基盤をつくろう」

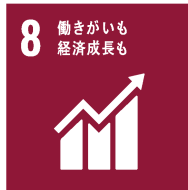
豊かな自然環境や気候風土など地域の特色を活かした経済活動の定着を図るため、企業誘致や企業・事業者支援に取り組み、安定した雇用環境を生み出す。

## ◆主な事業

商工業総合振興事業／制度融資事業／企業立地推進事業

## ◆個別計画

## 【政策4 産業・交流】



### 【施策4-3】

暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます

主管課：商工観光課

#### ◆現状と課題

良好なアクセスと豊かな自然環境、軽井沢エリアとしてのブランド力など、観光誘客や移住・定住につながる地域の魅力は一定の評価を受けているが、効果的なプロモーションなどの情報発信や素材づくりに課題がある。観光面では、こもろ観光局と連携した「観光地域づくり」の具体化や動物園再整備による懐古園の魅力アップなど素材の魅力づくりを進め、各事業者が一体となった誘客の取り組みが必要である。新型コロナウイルス感染症の影響は、観光関連産業にこれまで経験したことのない停滞をもたらしており、引き続き事業継続や誘客への支援を必要とする。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響で移住ニーズが高まっているが、人口減少対策として移住・定住をさらに進めるためには、充実した素材の提供が課題であり、事業者との連携など新たな視点を持ち、より踏み込んだ取り組みとする必要がある。

#### ◆方針（目的）

こもろ観光局と連携し、地域が持つ魅力を効果的に伝える手法の検討とブランド力を活かした情報発信を進め観光誘客を図るとともに、地域資源の活用による新たな観光素材の掘り起こしなど観光地域づくりを進め、地域の誘客力向上を図る。新型コロナウイルス感染症の影響からの事業継続、消費回復に取り組み地域経済の活性化につなげる。

移住・定住促進では、「ほどよい田舎での暮らし方」や素材の提案に民間事業者の視点を加え、誘致活動や体験事業などで、希望者が具体的な検討をしやすい環境整備を図る。また、人口減少対策を見据えたまちづくりの担い手育成として、人材誘致の観点も持ち積極的に進める。

◆目標

- ①事業関係者や地域住民が地域の強みや魅力を認識し、連携した誘客に取り組む状態。
- ②新築住宅着工数や空き家バンク物件成約件数の向上により移住・定住が増え、移住者を中心とした事業活動や地域活動が発生した状態。
- ③継続的な支援により、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みを改善した状態。

◆目標値

①	指標名	新築住宅着工数と空き家バンク契約数				
	設定理由	この数値の向上が定住人口の増加につながるため。				
	目標値	令和元年度(現状値) 171件（内空き家バンク契約数26件）	令和2年度 160件	令和3年度 160件	令和4年度 160件	令和5年度 160件
②	指標名	市内宿泊者数				
	設定理由	小諸市での宿泊者数を観光やビジネス活動の物差しとして捉えると、観光産業等の回復を図るためには、この数値の回復、増加が必要となるから。				
	目標値	令和元年度(現状値) 165,120人 ※H30年度数値	令和2年度 90,000人	令和3年度 130,000人	令和4年度 165,000人	令和5年度 166,000人
③	指標名	地域ブランド調査の魅力度全国順位				
	設定理由	客観的に小諸市を評価する調査であるため。				
	目標値	令和元年度(現状値) 185位	令和2年度 180位以内	令和3年度 180位以内	令和4年度 180位以内	令和5年度 180位以内

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール8 「働きがいも経済成長も」

地域が持つ魅力とブランド力を活かし観光関連産業を振興し、地方文化の振興や地場製品の販売促進につなげ、地域の特色を活かした経済活動の定着を図る。

また、人口減少対策として移住・定住を推進し、地域経済の安定や担い手確保を進める。

◆主な事業

観光振興事業／観光地域づくり事業／移住・定住促進事業

◆個別計画

観光地域づくりビジョン／動物園再整備基本計画

## 【政策5】生活基盤整備



### 【施策5-1】

多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます

主管課：都市計画課

関連課：施設管理室／高齢福祉課／商工観光課

#### ◆現状と課題

立地適正化計画に基づき、利便性が高く、多様性に富んだ活動や交流を促進する、新たな都市づくりへの転換に向け、「複合型中心拠点誘導施設」の整備など、利便性の高い拠点形成を図るとともに、交通ネットワークの構築に向け、高齢者を中心に利用が広がっている「こもろ愛のりくん」の持続可能な運行への改善を行う必要がある。

そして、利便性に加え、“居心地のよい、ひらかれた”都市としての付加価値を高めるため、都市機能施設の有機的な連携と、外出機会の創出につながる「こもろ愛のりくん」の利用促進等に取り組む必要がある。

#### ◆方針（目的）

利便性の高い拠点形成のため、令和3年8月供用開始に向け、「複合型中心拠点誘導施設」の整備を着実に進めるとともに、民間投資を意識した、都市機能施設の誘導を公民連携により取り組む。また、交通ネットワークの構築に向け、市内の公共交通においては、「こもろ愛のりくん」の利便性と効率性の両立を図るよう、他の公共交通や市民主体の移動サービスとの連携を図りながら、運行改善を実施するとともに、広域的な公共交通においては、鉄道・バス等の幹線交通の維持のため、引き続き、運行事業者との連携・支援を行う。そして、“居心地のよい、ひらかれた”新しい都市づくりとしての付加価値を高めるため、公園や文化施設、駅施設などの公共的空間の活用と、外出機会の創出につながる「こもろ愛のりくん」の利用浸透策を包括的に実施する。

#### ◆目標

- ①公共交通の利便性が高い、小諸駅・市庁舎周辺地域において、様々な市民生活での利用が高まっている状態。
- ②交通ネットワークの構築に向け、「こもろ愛のりくん」が、利便性と効率性とを両立して運行している状態。
- ③小諸駅・市庁舎周辺地域における公共的空間の活用と、外出機会の創出につながる「こもろ愛のりくん」の利用浸透策の実施が包括的に行われ、“居心地のよい、ひらかれた”都市づくりへの転換が進んでいる状態。



◆目標値

①	指標名	小諸駅・市庁舎周辺地域におけるこもろ愛のりくんの利用割合				
	設定理由	小諸駅・市庁舎周辺地域において、様々な市民生活での利用が高まることにより、「こもろ愛のりくん」による利用割合が増えるため。【小諸駅・市庁舎周辺地域の利用頻度①】				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		22.6%	23%	30%	35%	40%
②	指標名	小諸駅・市庁舎周辺地域における市営駐車場の1日の駐車台数				
	設定理由	小諸駅・市庁舎周辺地域において、様々な市民生活での利用が高まることにより、市営駐車場の駐車台数が増えるため。【小諸駅・市庁舎周辺地域の利用頻度②】				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		1,510台	1,510台	2,000台	3,000台	3,000台
③	指標名	こもろ愛のりくんの年間利用者数				
	設定理由	こもろ愛のりくんの利便性が向上すれば、利用者数が増加するため。【こもろ愛のりくんの利便性と効率性の両立①】				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		54,145人	55,000人	56,000人	58,000人	60,000人
④	指標名	こもろ愛のりくんの収支比率				
	設定理由	こもろ愛のりくんの利便性が向上し、利用者数が増加するとともに、効率化を進めることにより、収支比率が改善され、利便性と効率性の両立が図られるため。【こもろ愛のりくんの利便性と効率性の両立②】				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		13%	14%	20%	22%	25%

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール3 「すべての人に健康と福祉を」

高齢者や交通弱者のニーズに配慮した安全で利便性の高いコミュニティ交通の構築により、高齢者を中心とした道路交通事故の抑制に寄与する。

ゴール6 「安全な水とトイレを世界中に」

中心市街地に設置された公衆用トイレを適切に維持・管理し、市民や来訪者に快適な衛生環境の提供を図る。また、徒歩による回遊性を高めるために、まちなかで快適に利用できる衛生環境の整備を推進する。

ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

立地適正化計画に基づき、利便性と快適性を備え、かつ、歩いて回遊できる快適な都市空間を醸成し、市民や来訪者の交流が生まれ、移住・定住に繋がる魅力あるまちづくりを進める。

◆主な事業

都市再生整備計画事業／交通政策費運営費／公共交通事業／市営駐車場管理事業

◆個別計画

都市計画マスタープラン／立地適正化計画／地域公共交通網形成計画

## 【政策 5】生活基盤整備



### 【施策 5-2】

#### 社会基盤の整備と長寿命化を進めます

主管課：建設課

#### ◆現状と課題

社会基盤である道路や橋梁、河川は、必要な機能を維持するための修繕が中心となっており、事業要望による生活道路の整備や幹線道路の舗装改良、橋梁の修繕・耐震補強、河川の護岸保全など、計画的な整備ができていない状況にある。

このような状況のなか、生活道路の整備は、新設や拡幅改良などは必要箇所の精査により道路整備を実施することとし、生活に密着した維持修繕として対応する必要がある。また、舗装改良や橋梁の修繕・耐震補強は、長寿命化修繕計画に基づき、より効率的に進める必要がある。

#### ◆方針（目的）

市民生活に欠くことのできない道路や橋梁等の整備において、生活道路の新設や拡幅改良は、評価項目に基づき、効率的で効果のある整備を計画的に行い、即効性のある維持修繕を主体的に行い道路の安全性を確保する。また、幹線道路の舗装改良は長寿命化修繕計画に基づき計画的に行う。

橋梁修繕等の整備は、将来への持続を考えた長寿命化修繕計画に基づき、効果のある整備を行う。

## ◆目標

- ①生活道路の維持・修繕を行い、通行の安全性が確保された状態。  
 ②橋梁及び横断歩道橋が、長寿命化修繕計画に基づき適正に維持管理されている状態。

## ◆目標値

①	指標名	道路改良・改修、維持修繕への対応割合（実施数／要望数）				
	設定理由	市民生活に密着した道路機能維持のため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		46%	50%	50%	50%	50%
②	指標名	生活道路の維持・補修に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民の満足度が高ければ、環境施策が住民のニーズに沿っている割合が高いから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		45.5%	47%	48%	49%	50%

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

社会基盤の整備として、道路や橋梁等の維持・修繕を行うことにより、安全性が確保され快適に暮らせるまちづくりを推進する。

## ◆主な事業

市単道路等整備事業／社会資本整備総合交付金事業（橋梁）  
 ／社会資本整備総合交付金事業（舗装改良）

## ◆個別計画

舗装長寿命化修繕計画／橋梁及び横断歩道橋長寿命化修繕計画／耐震改修促進計画  
 ／公営住宅等長寿命化変更計画／空家等対策計画

## 【政策5】生活基盤整備



### 【施策5-3】

#### 安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます

主管課：上水道課

#### ◆現状と課題

小諸市の水道水源は湧水と深井戸のみで、水量・水質ともに安定した供給を行っているが、高度成長期以降に整備された施設が法定耐用年数を迎え始め、水道施設の老朽化が進み更新が必要である。加えて近年の異常気象による水質悪化の懸念もあり、対策を図る必要がある。

水源地や配水池など施設数が多く複雑化しており、維持管理における技術の継承など人材育成も図る必要があったため、公民共同企業体を設立し、指定管理者制度により一部の業務を委託した。

今後、人口減少問題により料金収入の減少も見込まれ、施設の更新や水源の浄化施設の新設とその財源確保が大きな課題となっている。

#### ◆方針（目的）

小諸市上水道事業基本計画に基づく小諸市上水道事業実施計画により、事業推進を図り、将来も持続可能な水道事業の基盤を構築する。

公民共同企業体「榎水みらい小諸」へ指定管理制度により委託した一部業務を、厳格に業務管理を行うことで、水道水の安定供給と事業の持続的な安定経営を図るとともに使用者に適切な情報提供を行い、水道事業の理解度を深める。

◆目標

- ①小諸市上水道事業基本計画に基づく実施計画により計画的に施設の整備を行い、将来も持続可能な水道事業の基盤を構築するとともに、計画の進捗状況のチェックや業務状況の確認を行い、効率的な計画実施が図れる状態。
- ②事業主体として小諸市水道施設等の指定管理者への厳格な業務管理（モニタリング）を行い、効率的な施設の維持管理が図れる状態。
- ③適切な情報提供により、水道使用者の水道事業に対する理解度が深まる状態。

◆目標値

①	指標名	安定した水道水の供給に対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民の満足度が高ければ、安定した水道水の供給ができていない割合が高いから。				
	目標値	令和元年度（現状値）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		83.5%	84.0%	84.5%	85.0%	85.0%
②	指標名	総収支比率（総収益/総費用）×100				
	設定理由	100以上が望ましく、計画的な経営ができていないか分かるから。				
	目標値	令和元年度（現状値）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		117.8%	116%	104%	106%	105%

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール6 「安全な水とトイレを世界中に」

自然豊かで安全なおいしい水道水を、水道法に基づいた水質管理を行いつつ、いつでもどこでも水道水を得られる環境を整備し、安定した供給を図る。

◆主な事業

小諸市水道事業

◆個別計画

地域防災計画／上水道事業基本計画／水道ビジョン／上水道事業実施計画

## 【政策 5】生活基盤整備

### 【施策 5-4】



#### 安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます

主管課：危機管理課

関連課：生活環境課／消防課／市民課

#### ◆現状と課題

災害による被害を減らすため、市内 68 区に自主防災組織の設立を目指しているが、「共助」のための自主防災組織については、未だ組織化されていない行政区がある。今後発生しうる大規模自然災害に備えて、被害を最小限にとどめる「自助・共助」を中心とした「減災」の取り組みが必要である。また、災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、消防団と自主防災組織との連携を強化していく必要がある。

高齢社会となるなかで、高齢者の交通事故が増えている。交通事故を減らす取り組みと併せて、高齢者に対する啓発活動を強化していく必要がある。

防犯については、犯罪の未然防止の役割を果たしている防犯カメラの設置や運用、LED防犯灯への切替や、耐用年数が 10 年と言われている LED の交換時期の検討が必要である。

#### ◆方針（目的）

地域全体で安全安心なまちをつくるため、関係機関との連携強化と住民意識の高揚を図り、すべての市民が安全で安心して生活できる住みよい地域社会の実現を進める。

あらゆる災害に対応するため、佐久広域連合消防本部が行う消防・救急業務を支援するとともに、消防団活動の充実を図る。

交通事故の発生件数を減らすため、関係機関・関係団体と連携し、啓発活動を推進していく。

◆目標

- ①すべての地域で様々な手段により防災行政情報を入手でき、市民が避難方法や避難場所等を熟知して、防災・防犯意識が高まっている状態。
- ②交通事故発生件数が減少し、かつ、交通死亡事故がゼロになり、安全で安心して暮らせる状態。
- ③災害時に備え、地域において、自助・共助の理念のもと地域防災力の向上に積極的に取り組んでいる状態。

◆目標値

①	指標名	防災への取り組みに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市民の満足度が高ければ、防災施策が住民のニーズに沿っている割合が高いから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		71.0%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%
②	指標名	交通事故死者数				
	設定理由	死亡事故がなくなれば、交通安全に関する啓発が適切に行われ、市民の安全が確保されていると考えられるから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		1人	0人	0人	0人	0人

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール3 「すべての人に健康と福祉を」

近年、子どもや高齢者が絡む交通事故の割合は多くなっているため、市民や関係団体などと連携し、交通安全運動を推進することにより、交通事故のない安全で快適な社会の実現を図る。

ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、特に支援を要する者を守るための防災対策の充実を図る。

◆主な事業

防犯事業／防災対策費運営費／防災情報基盤整備・運用事業／非常備消防費運営費  
／交通安全対策事業／消費者行政事業

◆個別計画

地域防災計画／国土強靱化地域計画／交通安全基本計画

## 【政策 6】協働・行政経営

17 パートナシップで  
目標を達成しよう



### 【施策 6-1】

参加と協働により市民主体のまちづくりを推進します

主管課：企画課/市民課

関連課：全 課

#### ◆現状と課題

少子高齢化、人口減少が進展し、将来的な行財政の縮減が避けられないなか、小諸市自治基本条例に謳う自治の基本理念である「市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意志と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働で創ること」の重要性が増している。

少子高齢化、人口減少に起因するさまざまな地域課題が山積する一方、コミュニティの希薄化とともに、区や市民活動団体等の活動についても、参加者の減少や高齢化、固定化が進む中で、互いに暮らしやすい地域社会を参加と協働でいかに創るかが課題である。

#### ◆方針（目的）

「市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意志と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働で創ること」の重要性に対する市民の理解を深め、各主体の自発的で主体的な活動を活発にする。

地域課題の解決に向けた協働推進の一環として、広聴事業の拡充、地域職員連絡会の活動の活性化、区、市民活動団体や大学等との連携を図ること等により、協働のパートナーとしての行政の役割（環境整備、情報提供、活動支援など）を積極的に果たす。

小諸市内の高校と連携し、地域の資源を生かした取り組みを通じて、相互理解を深めるとともに、生徒の主体性を育み、地域の課題解決に向けた取り組みを進める。また、長野県が主導する高校再編について、市として参画していく。



## ◆目標

- ①市民の中で自治の基本理念と重要性が理解されている状態。  
 ②各主体の自発的で主体的な活動が参加と協働により活発に行われている状態。

## ◆目標値

①	指標名	市民参加型の会議等の機会が適切に提供されていると感じる人の割合（市民意識調査）				
	設定理由	市民参加型の会議等の機会が適切に提供されれば、参加と協働のまちづくりが進むから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		18.5%	20.2%	21.8%	23.4%	25.0%
②	指標名	過去3年以内に、区等で開催された行事や活動に参加したことがある市民の割合（市民意識調査）				
	設定理由	区等で開催される行事等への参加意欲が高まり参加者が増えれば、参加と協働のまちづくりが進むから。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		—	41.0%	44.0%	47.0%	50.0%

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

「参加と協働」、「各主体のパートナーシップ」の重要性を啓発し、各個人、団体等の自発的で主体的な活動を活発にするとともに、協働のパートナーとしての行政の役割（環境整備、情報提供、活動支援など）を積極的に果たす。

## ◆主な事業

表彰事業／市民協働推進事業／市民活動支援事業／各種団体連携事業

## ◆個別計画

市民活動支援・推進のためのアクションプラン

## 【政策 6】協働・行政経営



### 【施策 6-2】

#### 戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します

主管課：企画課

関連課：全 課

#### ◆現状と課題

基本計画を基軸とし、計画・予算・決算・評価が連携した「行政マネジメントシステム」を構築し、トータルシステムとしての継続的な改善と適切な運用に努めてきたが、今後は特に行財政改革の観点で、事業の見直しと併せて財政計画及び公共施設マネジメントを包含したものとして再構築していく必要がある。

情報戦略によるシティプロモーションについては、市政経営を進めるうえでの重要課題の一つに位置づけ、さらに推進していく必要がある。

I C T（情報通信技術）を取り巻く環境が著しく進展する中、これらの技術革新を的確に把握し、行政サービスの向上に努めていく必要があるとともに、新型コロナウイルス感染症対応として、「新しい生活様式」の実践にむけ、I C Tを活用した行財政改革を進める必要がある。

#### ◆方針（目的）

戦略的で効率的・効果的な市政経営を進めるために、基本計画を基軸とした「行政マネジメントシステム」の継続的な改善と適切な運用を図るとともに、行財政改革の観点により、恒常的な事業の見直しと併せて財政計画及び公共施設マネジメントを包含したものとして再構築していく。

効率的な行政経営に欠かすことのできない情報システム等については、セキュリティポリシーを遵守し、厳格、適正、効果的に整備・運用するとともに、今や市民生活に欠かせないツールとなった I C Tを積極的かつ戦略的に利活用することで、市民が利便性を実感できる「市民サービスの向上」と「行政運営の効率化」を図る。

市政経営の重要課題に、情報戦略によるシティプロモーションを位置付けることで、交流人口、関係人口の増加を図る。

行政経営を進める基盤として「価値前提」、「全体最適」の理念の下に、自ら考え、行動し、課題解決する自律した職員を育成し、行政の生産性向上を図る。

## ◆目標

- ①基本計画を基軸とした計画・実施・評価・改善（PDCA）のサイクルが「行政マネジメントシステム」により自律的に運用されている状態。
- ②「価値前提」、「全体最適」の理念の下に、自ら考え、行動し、課題解決する自律した職員が育成され、組織の目標に向かい一丸となって、生き生きと働いている状態。

## ◆目標値

①	指標名	人口の社会増減数（1年間の転入数－転出数）				
	設定理由	政策1～政策5を推進することにより、人口の社会増が図れるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		-15人	+1人以上	+1人以上	+1人以上	+1人以上

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール11 「住み続けられるまちづくりを」

基本計画を基軸とした「行政マネジメントシステム」を運用し、各政策・施策の方針に沿った事業が展開されることにより、小諸市が「持続可能なまち」となることを目指す。

## ゴール17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

基本計画を基軸とした「行政マネジメントシステム」を運用することで、政策や施策の方向を職場の中で共有し、職員間のパートナーシップを発揮しながら、目標の達成に向かって最大限の成果を上げる。

## ◆主な事業

行政経営事業／ふるさとPR事業／職員研修費／庁内情報システム運用事業  
／統計調査事業

## ◆個別計画

## 【政策6】協働・行政経営

17 パートナースhipで  
目標を達成しよう



### 【施策6-3】

財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます

主管課：財政課

関連課：施設管理室

#### ◆現状と課題

複合型中心拠点誘導施設の建設、小中学校の大規模改修等、今後も公共施設の老朽化対策などの大型事業が控えており、社会保障関係費も上昇が見込まれ財政需要は増加が見込まれる。その一方、歳入面は人口減少による税収減や地方交付税の減額などが見込まれ、財政規模の縮小は避けられない状況にある。現時点の財政状況は概ね良好と判断されるが、今後も健全財政を維持していくためには、財政規律の遵守と市税を中心とする自主財源の確保・強化、公共施設等総合管理計画の着実な実行が課題である。

#### ◆方針（目的）

当面の課題となっている事業や市民生活を支える財政需要に的確に対応しつつ、将来にわたり健全財政が維持できるよう「基金や市債に依存した財政構造からの回避」を最優先事項として財政規律を遵守し、長期的な視点に立った効率的・効果的な財政運営を行う。

#### ◆目標

- ①公共施設マネジメントと連動し、中長期的視点に立った財政計画が作成され、それに沿った予算編成・予算執行が行われている状態。
- ②「公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設等の総合かつ計画的な管理に向けた取り組みが進められている状態。
- ③公平・公正な入札・契約により、適正な公共調達・公共工事が実施されている状態。

#### ◆目標値

目標値は設定しない。

新型コロナウイルス感染症対策として、緊急経済対策等事業を優先するため、令和 3 年度当初予算編成の段階においては、一時的な財政収支の不均衡を容認せざるを得ない状況となっている。こういった状況下では適切な財政目標を立てることは困難であるため、令和 2 年度は財政目標を立てず、令和 3 年度に改めて財政目標を立てる予定である。

#### ◆SDGs の推進に向けた取り組み

##### ゴール 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

市民に情報を提供し、財政状況への理解を得ながら行財政改革を推進し、将来にわたり持続可能な財政運営を目指す。

#### ◆主な事業

財政管理費運営費／財産管理費運営費／普通財産管理費／車両管理費運営費  
／庁舎管理費／集約駐車場管理事業

#### ◆個別計画

公共施設等総合管理計画

## 【政策 6】協働・行政経営



### 【施策 6-4】

市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります

主管課：税務課・収納管理室

関連課：企画課

#### ◆現状と課題

少子化・高齢化・人口減少の進展により、今後さらに高齢者や年金受給者などの経済的弱者の増加が予想されるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気の停滞が続くことが予想されるため、税収の減少や滞納の増加が懸念される状況である。

#### ◆方針（目的）

財政の健全化と市民負担の公平性を確保するため、市税の自主納付の促進と納期内納付の促進に努めるとともに、納税意識を高める働きかけを強化する。そのような取り組みの前提として、税の意義や仕組みに対する職員の知識を高め、市民等に、課税内容についてより分かりやすく説明できるようにし、納税に対する確かな理解を得る。また、市民の所得向上に向けた各種施策の実施により、安定した自主財源である市税収入の確保を図るとともに、ふるさと納税の増額のための創意工夫を行い、自主財源の安定的な確保を図る。

## ◆目標

- ①市民等の税金の意義に対する理解が深まり、納期内納付が向上している状態。
- ②職員の税制に対する専門的な知識を高める中で、市民に一人ひとり丁寧に対応できる職員体制が構築されている状態。

## ◆目標値

	指標名	市税現年収納率				
①	設定理由	自発的な納税の定着が図られることにより、収納率の向上につながるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		98.73%	98.78%	98.83%	98.88%	98.93%

## ◆SDGsの推進に向けた取り組み

## ゴール 10 「人や国の不平等をなくそう」

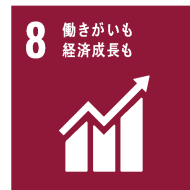
税法に基づき、所得に応じた適正な課税を行うとともに、納期内納付の定着を促すことにより、税負担の公平性を保つ。

## ◆主な事業

賦課徴収運営費／ふるさと PR 事業

## ◆個別計画

## 【政策 6】協働・行政経営



### 【施策 6-5】

職員の意識改革と育成を図り、市民サービスの向上に努めます

主管課：総務課

関連課：全 課

#### ◆現状と課題

平成27年9月の新庁舎供用開始以降、庁舎1階での窓口サービスの集約化を行い、接遇研修などの各種研修を実施して、来庁者サービスの改善を図っている。しかしながら、より市民サービスを向上させるためには、全職員が「市役所は地域で最大のサービス業」であることを意識する必要がある、職員のさらなる意識改革と人材育成が必要不可欠となる。

#### ◆方針（目的）

小諸市役所が「市民の役に立つ所」であることを実践し、市民満足度を高めるため、人材育成基本方針・定員管理計画・人事評価システムを一体的に運用し、職員のモチベーションを向上させ意識改革を図る。また、各種研修等を実施することにより、管理職のマネジメント能力の向上をはじめ、社会的つながりの高い、自立した意欲ある職員の育成に努め、働き方改革を進めながら、効率的・効果的にサービスを提供する。



◆目標

- ①人事評価システムの改善を図り、職員のモチベーションが上がっている状態。
- ②人材育成基本方針の見直しを行い、有効な研修会等の実施や積極的な参加により、職員の意識改革を図るとともに、管理職のマネジメント能力の向上及び自立した職員の育成に努め、市民サービスが向上している状態。
- ③定員管理計画を見直し、適材適所の人事管理を可能とする仕組みができている状態。
- ④「働き方改革推進本部検討委員会」や「事務処理等改善委員会」において、絶えず事務処理の効率化を追求し、行政手続きの迅速化・適正化が図られた状態。

◆目標値

①	指標名	市役所窓口・相談等のサービスに対する市民満足度（市民意識調査）				
	設定理由	市役所での窓口・相談等のサービスに満足している人の割合が高くなれば、職員の意識改革と育成が図られたと判断でき、市民サービスが向上したと考えられるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		76.1%	77%	78%	79%	80%
②	指標名	自分の仕事を進めるうえで工夫や改善をしていると思う職員の割合（職員意識調査）				
	設定理由	工夫や改善を行う、自立した意欲ある職員が増えれば、市民サービスが向上すると考えられるため。				
	目標値	令和元年度(現状値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		65.0%	70%	75%	80%	85%

◆SDGsの推進に向けた取り組み

ゴール8 「働きがいも経済成長も」

市民の役に立っていることを肌で感じながら日々の仕事を行うことにより、職員の働きがいの向上を図る。

◆主な事業

一般管理費運営費／職員研修費

◆個別計画

人材育成基本方針／定員管理計画



# 小諸市第 11 次基本計画






























## 第 6 章

# 基本計画と SDGs17 の ゴールとの関連表

- 1 政策・施策ベースの関連表
- 2 SDGs ベースの関連表

# 1 基本計画とSDGs 17のゴールとの関連表（政策・施策ベース）


第11次基本計画		SDGs 17のゴール				
政策1 子育て・教育		3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に
施策1-1	教育環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます	4 質の高い教育をみんなに				
施策1-2	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます	4 質の高い教育をみんなに	16 平和と公正をすべての人に			
施策1-3	生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを			
施策1-4	かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを			
施策1-5	スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを		
施策1-6	市民の人権意識を高めます	5 ジェンダー平等を實現しよう	16 平和と公正をすべての人に			
政策2 環境		6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	12 つくも責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
施策2-1	ごみの減量と再資源化を進めます			12 つくも責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
施策2-2	環境の保全と省エネ政策を推進し、自然環境にやさしいまちづくりを目指します		7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう	
施策2-3	市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します	6 安全な水とトイレを世界中に		14 海の豊かさを守ろう		
政策3 健康・福祉		1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを		
施策3-1	市民一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らすことができるよう支援します	3 すべての人に健康と福祉を				
施策3-2	誰もが安心できる福祉環境を整備します	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を			
施策3-3	高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します	3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを			

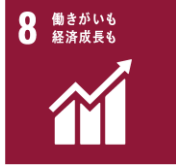
第11次基本計画		SDGs 17のゴール				
政策4 産業・交流						
施策4-1	農家の担い手を育て儲かる農業を目指します					
施策4-2	地域の強みを活かした企業誘致と事業者支援、起業者の育成を強化し、地域経済の活性化を図ります					
施策4-3	暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます					
政策5 生活基盤整備						
施策5-1	多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます					
施策5-2	社会基盤の整備と長寿命化を進めます					
施策5-3	安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます					
施策5-4	安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます					
政策6 協働・行政経営						
施策6-1	参加と協働により市民主体のまちづくりを推進します					
施策6-2	戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します					
施策6-3	財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます					
施策6-4	市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります					
施策6-5	職員の意識改革と育成を図り、市民サービスの向上に努めます					


## 2 基本計画とSDGs17のゴールとの関連表(SDGsベース)

	<b>ゴール1 貧困をなくそう</b>	
	<b>自治体の役割</b>	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
<b>基本計画</b>	<b>SDGsの推進に向けた取り組み</b>	<b>関連施策(担当課)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者への就労等の自立支援</li> </ul>	施策3-2(厚生課)
	<b>ゴール2 飢餓をゼロに</b>	
	<b>自治体の役割</b>	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
<b>基本計画</b>	<b>SDGsの推進に向けた取り組み</b>	<b>関連施策(担当課)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性が高く、環境と調和した持続可能な農業の推進</li> </ul>	施策4-1(農林課)
	<b>ゴール3 すべての人に健康と福祉を</b>	
	<b>自治体の役割</b>	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保健制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
<b>基本計画</b>	<b>SDGsの推進に向けた取り組み</b>	<b>関連施策(担当課)</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツを通じた健康の保持・増進</li> </ul>	施策1-5(スポーツ課)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから大人まで、様々な健康支援</li> </ul>	施策3-1(健康づくり課)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい、生活困窮等にある方への福祉支援</li> </ul>	施策3-2(厚生課)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいづくりや介護予防などの高齢者への健康支援</li> </ul>	施策3-3(高齢福祉課)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の整備による交通事故の抑制</li> </ul>	施策5-1(都市計画課)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や関係団体と連携した交通安全運動の推進</li> </ul>	施策5-4(危機管理課)


 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>ゴール4 質の高い教育をみんなに</p>	
	<p>自治体の役割</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
<p>基本計画</p>	<p>SDGsの推進に向けた取り組み</p>	<p>関連施策(担当課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅花教育の推進 (教員研修、情報端末の普及、支援員配置)</li> </ul>	<p>施策1-1(学校教育課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期、学童期の子どもの高質な教育と保育の確保</li> </ul>	<p>施策1-2(子ども育成課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設の講座等、生涯学習機会の充実</li> </ul>	<p>施策1-3 (文化財・生涯学習課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保存・継承・活用や芸術文化の学習機会の創出</li> </ul>	<p>施策1-4 (文化財・生涯学習課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップアスリートとの交流による生涯学習教育</li> </ul>	<p>施策1-5(スポーツ課)</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	
	<p>自治体の役割</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>基本計画</p>	<p>SDGsの推進に向けた取り組み</p>	<p>関連施策(担当課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等社会に向け、様々な場での学習・啓発の推進</li> </ul>	<p>施策1-6 (人権同和教育課・人権政策課)</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>ゴール6 安全な水とトイレを世界中に</p>	
	<p>自治体の役割</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全をとおして水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>基本計画</p>	<p>SDGsの推進に向けた取り組み</p>	<p>関連施策(担当課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗トイレ利用のための、排水処理サービスの適切な提供</li> </ul>	<p>施策2-3(下水道課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆用トイレの維持管理による適切な衛生環境の提供</li> </ul>	<p>施策5-1(都市計画課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全でおいしい水の安定供給</li> </ul>	<p>施策5-3(上水道課)</p>


	<b>ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b>	
	<b>自治体の役割</b>	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
<b>基本計画</b>	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・環境、景観、住民に配慮した再生可能エネルギーの普及	施策2-2(生活環境課)


	<b>ゴール8 働きがいも経済成長も</b>	
	<b>自治体の役割</b>	自治体は経済成長戦略の策定をとおして地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備をとおして労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
<b>基本計画</b>	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・安定した雇用環境の確保	施策4-2(商工観光課)
	・地域の特色を生かした経済活動の定着、移住・定住の推進	施策4-3(商工観光課)
	・市民の役に立つことで働きがいを向上	施策6-5(総務課)


	<b>ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>	
	<b>自治体の役割</b>	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
<b>基本計画</b>	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・企業誘致や事業者支援の取り組み	施策4-2(商工観光課)





	ゴール10 人や国の不平等をなくそう	
	自治体の役割	差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・適正な課税と納期限内納付の定着の促進	施策6-4 (税務課・収納管理室)


	ゴール11 住み続けられるまちづくりを	
	自治体の役割	包摂的で、安全、レジリエント(柔軟かつ弾力のある)で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・学びの場の提供と生涯学習施設の充実	施策1-3 (文化財・生涯学習課)
	・郷土愛の育みと芸術文化のまちづくりの推進	施策1-4 (文化財・生涯学習課)
	・体育施設の環境づくり及び管理運営の検討	施策1-5(スポーツ課)
	・支えあう地域づくりの推進と住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備	施策3-3(高齢福祉課)
	・立地適正化計画に基づき、利便性と快適性を備えた魅力あるまちづくり	施策5-1(都市計画課)
	・道路・橋梁の維持や修繕により、安全性と快適性を確保	施策5-2(建設課)
	・支援を要する方への防災対策の充実	施策5-4(危機管理課)
	・行政マネジメントシステムの運用により、「持続可能なまち」を目指す	施策6-2(企画課)


	ゴール12 つくる責任つかう責任	
	自治体の役割	環境負担削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
基本計画	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・3Rの実践により、ごみの減量と循環型社会の実現	施策2-1(生活環境課)

 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>ゴール13 気候変動に具体的な対策を</p>	
	<p>自治体の役割</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>基本計画</p>	<p>SDGsの推進に向けた取り組み</p>	<p>関連施策(担当課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの実践により、ごみの減量と地球温暖化の防止</li> </ul>	<p>施策2-1(生活環境課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育の充実や事業者への「長野県SDGs推進企業登録制度」の説明</li> </ul>	<p>施策2-2(生活環境課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や農地等の適切な維持管理や農業用施設の強靱化の推進</li> </ul>	<p>施策4-1(農林課)</p>

 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>ゴール14 海の豊かさを守ろう</p>	
	<p>自治体の役割</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等をおして海洋に流れ出ることが無いように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>基本計画</p>	<p>SDGsの推進に向けた取り組み</p>	<p>関連施策(担当課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川パトロールや環境学習による河川の汚染防止と環境保全</li> </ul>	<p>施策2-1(生活環境課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水処理サービスの普及による公共用水域の保全</li> </ul>	<p>施策2-3(下水道課)</p>

 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>ゴール15 陸の豊かさを守ろう</p>	
	<p>自治体の役割</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>基本計画</p>	<p>SDGsの推進に向けた取り組み</p>	<p>関連施策(担当課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査や大気汚染調査等の情報提供と環境学習の実施</li> </ul>	<p>施策2-2(生活環境課)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や農地等の適切な維持管理や農業用施設の強靱化の推進</li> </ul>	<p>施策4-1(農林課)</p>

	<b>ゴール16 平和と公正をすべての人に</b>	
	<b>自治体の役割</b>	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
<b>基本計画</b>	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・障がい・児童虐待などで支援を必要とする子どもや家庭へのサポート	施策1-2(子ども育成課)
	・家庭・地域・学校・企業等様々な場への人権の啓発	施策1-6 (人権同和教育課・人権政策課)

	<b>ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>	
	<b>自治体の役割</b>	自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
<b>基本計画</b>	SDGsの推進に向けた取り組み	関連施策(担当課)
	・「参加と協働」「各主体のパートナーシップ」の促進及び支援	施策6-1(企画課)
	・「行政マネジメントシステム」の運用及び職員間の共有	施策6-2(企画課)
	・行財政改革の推進と市民への情報提供	施策6-3(財政課)

【参考資料】

私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン－

(編集:自治体SDGsガイドライン検討委員会 発行:一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)



# 小諸市第 11 次基本計画

## 第 3 部 資料集

◆施策別個別計画一覧表

施策No.	個別計画	所管課
【1-1】	教育振興基本計画 小中学校ICT環境整備計画 学校施設長寿命化計画	学校教育課
【1-2】	教育振興基本計画 子ども・子育て支援事業計画 地域福祉計画・地域福祉活動計画	子ども育成課
【1-3】	教育振興基本計画 子ども読書活動推進計画	文化財・生涯学習課
【1-4】	教育振興基本計画	文化財・生涯学習課
【1-5】	教育振興基本計画 スポーツ推進計画	スポーツ課
【1-6】	教育振興基本計画 部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画 男女共同参画こもろプラン	人権同和教育課・人権政策課
【2-1】	ごみ処理基本計画 分別収集計画 一般廃棄物処理実施計画	生活環境課
【2-2】	環境基本計画 共に取り組むCO2削減計画こもろ(地球温暖化対策地域推進計画)	生活環境課
【2-3】	流域別下水道整備総合計画 「水循環・資源循環のみち2015」構想 公共下水道事業計画 社会資本総合整備計画 下水道事業経営戦略 公共下水道事業ストックマネジメント計画	下水道課
【3-1】	健康づくり計画(げんき小諸21) 特定健康診査等実施計画 スポーツ推進計画 保健事業実施計画(データヘルス計画) 食育推進計画	健康づくり課
【3-2】	地域福祉計画・地域福祉活動計画 障がい者プラン(福祉行動計画) 障害福祉計画 障害児福祉計画	厚生課
【3-3】	地域福祉計画・地域福祉活動計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画	高齢福祉課
【4-1】	農業振興地域整備計画 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 森林整備計画	農林課
【4-2】	(なし)	商工観光課
【4-3】	観光地域づくりビジョン 動物園再整備基本計画	商工観光課
【5-1】	都市計画マスタープラン 立地適正化計画 地域公共交通網形成計画	都市計画課
【5-2】	舗装長寿命化修繕計画 橋梁及び横断歩道橋長寿命化修繕計画 耐震改修促進計画 公営住宅等長寿命化変更計画 空家等対策計画	建設課
【5-3】	地域防災計画 上水道事業基本計画 水道ビジョン 上水道事業実施計画	上水道課
【5-4】	地域防災計画 国土強靱化地域計画 交通安全基本計画	危機管理課
【6-1】	市民活動支援・推進のためのアクションプラン	市民課
【6-2】	(なし)	企画課
【6-3】	公共施設等総合管理計画	財政課
【6-4】	(なし)	税務課
【6-5】	人材育成基本方針 定員管理計画	総務課

## ◆用語解説

## 子育て・教育

**梅花教育**

梅の花は、冬の厳しい風雪に耐えてこそ、初春に美しい花を咲かせ、かぐわしい香りを発する。これは、「苦難や試練を耐えて乗り越えれば、大きく見事な成長が待っている」という比喻で、西郷隆盛が詠んだ漢詩の一節「耐雪梅花麗（雪に耐えて梅花麗し）」に由来する。「梅花教育」とは、この「雪に耐えて梅花麗し」という言葉に象徴される精神、そこに込められた強い精神力と学びへの思い、教職員の高い指導力、まちを挙げて教育に取り組む風土や教育を大切にする人々の気持ち、それらの「総体」をいう。小諸では、この「梅花教育」の伝統が、明治時代から連続と受け継がれている。

**アクティブラーニング**

単方向的な講義形式の授業とは異なり、実際にやってみたり意見を出し合ったり考えたりして学ぶ「能動的（アクティブ）な学習（ラーニング）」のこと。文部科学省では、今後の初等中等教育において、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろん、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、アクティブラーニングを推進するとしている。具体的な内容としては、体験学習や調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどがある。

**信州型コミュニティスクール**

これまでに各地域で行われてきた学校を支援する取組みを土台にして、新たに地域住民が学校運営参画、学校支援、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みのこと。長野県が提唱しているもので、学校と地域住民やボランティアで組織する「運営委員会」を通じて、学校と地域が考え方や課題を共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校を目指している。

**ファミリーサポートセンター事業**

地域において育児や児童の預かりの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターが相互援助活動に関する連絡、調整を行う会員制の仕組み。地域全体で地域に住む子どもや子育て世帯を見守り、共に育てていくことで、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指している。市町村が運営主体となってセンターを設置し、業務を実施する。

**病児・病後児保育事業**

児童が病気の回復期に至らない場合で、かつ、当面、症状の急変が認められない場合及び回復期ではあるが集団保育が困難な期間において、当該児童を専用スペース又はこの事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

## 環境

### 循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。生産や消費を抑え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという 3R (Reduce、Reuse、Recycle) を推進することで、地球と環境の自然な循環を尊重するやさしい社会を構築するため、平成 12 (2000) 年に成立した循環型社会形成促進基本法をもとに、ゴミ処理量低減や資源生産性の向上などの数値目標を設定し、国全体で積極的に推進している。

### 小諸市気候非常事態宣言

異常気象が多発するなど、地球温暖化の影響とみられる気候変動問題に対し、非常事態を宣言するとともに、豊かな自然と環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策を、市民、事業者、行政が一体として取り組むことを、令和 2 年 (2020 年) 9 月 29 日に小諸市として表明したもの。(長野県の「気候非常事態宣言 - 2050 ゼロカーボンへの決意 -」には令和元年 12 月に賛同を表明していたが、令和 2 年の小諸市議会 3 月定例会における「気候非常事態宣言に関する決議」を受け改めて「小諸市気候非常事態宣言」を表明。) 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入、3 R の徹底によるごみの削減、里山保全活動による森林の適正管理などにより、持続可能なまちづくりを目指すこととしている。

### 長野県SDGs推進企業登録制度

企業等の価値向上や競争力の強化などを図ることを目的とした制度である。(長野県内に支社等を有し、県内における事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主が対象。) 県内企業等がSDGsと企業活動との関連について「気づき」を得るとともに、具体的なアクションを進める登録制度である。県がSDGsのゴール等につながる具体的な取り組みを提示し、提示内容を踏まえ具体的なアクションに取り組む企業等を登録し、オリジナルの登録マークの提供やHP等による公表を通して応援する。

### 汚水処理人口普及率

行政人口に対して、下水道(農業集落排水や合併浄化槽を含める広義の下水道)を利用できる(接続可能)人口(浄化槽区域においては利用(接続)している人口)の比率。

### BOD

「生物化学的酸素消費量」とも呼ばれ、汚水処理では最も一般的で重要な水質指標のひとつである。主に略称のBODが使われ、単位は一般的に『mg/L』で表される。汚水中の有機物(汚物)が、一定時間中に好気性微生物(有機物などの栄養源を空気中の酸素で酸化して、生育、増殖する微生物)の生物化学的反応によって分解される時に消費される酸素量のことをいう。



## 健康・福祉

### 二次救急医療

現在の救急医療制度は、都道府県が作成する医療計画に基づいており、「重症度」に応じて初期（一次）、二次、三次救急医療の 3 段階体制とされている。このうち、二次救急医療は「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のことである。なお、初期救急医療は「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」への対応機関、三次救急医療は「二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者」への対応機関である。

### 平均自立期間

国民の健康づくり運動の指針「第 2 次健康日本 21」においては、健康寿命の延伸と、健康格差の縮小を基軸としている。健康寿命については、算出方法の指針により、①日常生活に制限のない期間の平均、②自分が健康であると自覚している期間の平均、③日常生活が自立している期間の平均の 3 通りが示されている。「平均自立期間」は、③の「日常生活動作が自立している期間の平均」について、「介護度 2 以上」を「不健康」と定義して、国保データベースシステムにおいて算出したものの呼称である。

### まいさぼ小諸

何らかの困難を抱えて困窮されている人に対して、暮らしや就労に関する総合的な相談事業を行う、ワンストップ型の相談支援拠点機関。平成 27（2015）年 4 月、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い設置された。長野県内の福祉事務所設置自治体（市）では、「生活就労支援センターまいさぼ〇〇」（「まいさぼ」は、「マイサポート」の略語）という共通の名称での「自立相談支援機関」を設置しており、小諸市では、小諸市社会福祉協議会への委託により『小諸生活就労支援センター「まいさぼ小諸」』を設置し、相談支援業務を行っている。支援内容としては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金の相談・受付などがあり、このうち、「自立相談支援事業」では、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成して、他の関係機関とも連携しながら、自立に向けた支援を実施している。

### 介護予防・生活支援サービス

高齢者が要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援するサービス。対象者は要支援 1・2 の認定者もしくは 65 歳以上で基本チェックリストにより事業対象者と判定された者。介護予防・生活支援サービスは「訪問型サービス」と「通所型サービス」で構成される。

## 産業・交流

### インバウンド

海外から日本へ来る観光客のこと。また、訪日外国人旅行、訪日旅行のこと。インバウンドという言葉の原義は、「入ってくる、到着する」という意味の英語の形容詞で、「中に入ってくる」という意味から、旅行業界において「国内に入ってくる旅行」という意味で「インバウンドツーリズム」として使われる。これが略されて、日本に入ってくる旅行、つまり「訪日外国人旅行」のことをインバウンドと呼ぶことが一般的になった。

### 交流人口

その地域に訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念である。地域活性化のためには、人口の増加が重要であるが、少子高齢化の進展により特に地方都市においては定住人口の増加が困難となり、地域外からの旅行者や短期滞在者といった「交流人口」を増やすことが注目されている。

### 関係人口

観光に来た「交流人口」でもなく、移住した「定住人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことであり、観光以上、移住未満と例えられることが多い。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

### こもろ観光局

「小諸市観光地域づくりビジョン」の強力な推進組織として設立された一般社団法人。観光地域づくりビジョンで掲げる基本戦略の一つ、「観光推進体制の再構築」の一環として2016（平成28）年11月に設立された。観光事業者、商業、農業、交通、金融、福祉、行政などの幅広い組織の関係者で形成され、住民も含めたオール小諸での「観光を軸にした地域づくり（観光地域づくり）」を推進するための「かじ取り役」が期待されている。当面、観光を中心とした一元的な情報発信、「滞在プログラム」の開発、小諸ならではの「土産品」の発信といった事業に取り組むこととしている。

### チャレンジ起業相談室

新たに事業を始めようとする人が抱える様々な課題や疑問点について、無料で相談に応じるなど、独立して創業・起業を志す人をサポートするための支援拠点。小諸商工会議所で設置している。創業・起業における、業種・業態選びからビジネスプラン・事業計画書の作成、資金調達、会社設立のための手続きなど、様々な課題や疑問点に対して幅広く、適切な指導や助言を行う。また、創業に必要な基本的知識を短期間で体系的・網羅的に学ぶことができるセミナーや、創業後のアフターフォローとしての相談業務なども実施している。

### 小諸市観光地域づくりビジョン

観光を基軸に地元を活性化する「観光地域づくり」に取り組むことを目指し、策定された計画。平成 25（2013）年度より市民団体や民間企業の代表者で構成する検討会を設置し、議論を重ねた結果として、平成 28（2016）年 2 月にまとめられた。「観光地域づくり」とは、観光事業者や公共団体のみによる観光地としての発展を目指すのではなく、住民が観光を使って楽しく地域づくりに取り組み、住民にとっても観光交流客にとっても魅力ある、「住んでよし、訪れてよし」の地域を維持、形成していくこととしている。そのためには、一人ひとりの住民が自ら小諸市の魅力を再認識し、より誇りをもって統合的にその価値を全国、世界に発信し、観光地間・地域間の競争に勝ち残っていく必要があり、各自バラバラに活動するのではなく、同じ思いを持ち、オール小諸で「観光地域づくり」に取り組むことを目指している。

## 生活基盤整備

### 多極ネットワーク型コンパクトシティ

急速な人口減少・高齢化社会の進展に対し、都市を持続的に発展させ、生活の質の向上を図るため、医療・福祉・商業等の生活に欠かすことのできない都市機能や居住を集約・誘導し、限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現しようとする、集約型の都市構造をコンパクトシティと呼ぶ。そして、一つの拠点にすべての都市機能・居住を集約させるのではなく、地域の特徴を活かした多様な拠点の形成を図るとともに、拠点同士を公共交通・幹線道路網の交通ネットワークで結び、アクセスしやすい都市構造の形成によりコンパクトシティの実現を図ることを、多極ネットワーク型コンパクトシティと呼ぶ。

### 立地適正化計画

平成 26（2014）年 8 月施行の改正都市再生特別措置法に基づき策定される計画。人口の急激な減少と高齢化を背景として、あらゆる世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっている。こうした中、様々な都市機能や住居等がまとまって立地し、高齢者などの住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要であるとの考え方に基づき、この改正法の中で初めて「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携が具体的に措置された。計画には、「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」などの区域の他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。このうち、「都市機能誘導区域」は医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約し、これらサービスの効率的な提供を図る区域で、区域内へ立地を誘導すべき都市機能増進施設も設定する。また、「居住誘導区域」は、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域となる。

### 自主防災組織

災害対策基本法で規定されている、地域住民による任意の防災組織のこと。小諸市では、区を単位とし、これによりがたい場合は町内会又は町内会の連合体を単位にして、設置を推進している。防災対策の基本は、「①自助…自分の命は自分で守る」「②共助…家族、職場や地域社会が協力してお互いを守る」「③公助…行政による救助・支援」の 3 つとされ、自主防災組織は、このうちの「共助」の中核を担う組織となる。自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者（高齢者、子ども、障がい者、傷病者や外国人など手助けが必要な人）への対応における成果が期待され、また、日常の活動を通じて地域の連帯感の強化も期待されるなど、近年、その重要性を増している。

## 協働・行政経営

### 小諸市自治基本条例

市民が主役の自治（まちづくり）を進めていくために、その理念や基本原則、まちづくりに関わる主体それぞれの役割や責任、市政運営の基本的なルールなどを定めたもの。平成 19（2007）年度から平成 21（2009）年度にかけ、市民、議員、市職員の協働による検討、策定作業が進められ、平成 22（2010）年 4 月に施行された。「自治基本条例」は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めるものとして、全国の自治体で条例制定が進められており、「自治に関する最高規範」との位置付けから、「自治体の憲法」とも言われる。「小諸市自治基本条例」では、「市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくること」を基本理念とし、「①市民主体の原則」「②参加と協働の原則」「③情報共有の原則」の 3 つを基本原則としている。そして、この理念と原則に基づき、「各主体の権利・役割・責務」「市政運営の枠組み」「参加と協働の仕組み」「住民投票」などについて規定している。

### シティプロモーション

シティプロモーションという言葉には、地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれるが、一般的には、地域の持続的な活性化に向けて、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的に、地域の魅力を発見・発掘し、内外に効果的に発信することで、地域の知名度やイメージの向上を図るための継続的な活動のこととされる。単に地域の名前が有名になるだけでなく、地域の活性化につながるということが重要であり、地域外だけではなく、地域の中にもしっかり情報が発信され、住民や出身者などに対しても地域の魅力を訴求する必要がある。

### 価値前提

現状や課題を客観的に把握し、理念や方針といった組織の「あるべき姿（組織が重視する価値観）」を明確にし、その実現を目指して意思決定や判断を行うという考え方。

### 全体最適

全体最適とは、組織全体として最適な状態を指す。一部の分野においてサービスや効率性が向上しても、それ以外の分野では悪影響を受けている場合があるが、そういった状態を防ぐための全体を意識した経営の概念である。全体最適を実現するには、職員全員が自分の業務だけに目を向けるのではなく、組織全体としての考えを持つことが大切であるとともに、縦割りによらない、横のつながりを意識した組織体制による業務の遂行が必要である。

### PDCA サイクル

営利や非営利を問わず、様々な組織が行う一連の活動を、それぞれ「Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）」という観点から管理するビジネス・フレームワーク（経営戦略や業務改善、問題解決などに有益な分析手法や考え方の枠組み。）。計画、実行、評価、改善のプロセスを繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという概念。

## **公共施設等総合管理計画**

平成 29（2017）年 3 月に策定された「将来に渡り必要な行政サービスを継続して提供する」ために、小諸市が保有する公共施設等の長期的な維持管理や運営方法に関する方針を定めた計画。市が保有する公共施設等（市庁舎や学校といった「公共施設」と、道路や橋梁、上下水道といった「インフラ施設」など）の多くが、老朽化の進行に伴い更新の時期を迎えている。しかし、今後の財政見通しや人口推計などを踏まえると、全てを今までと同じように更新することは難しい状況であることから、本当に必要な施設を維持していくために策定したものである。

◆策定根拠となる条例（小諸市自治基本条例一部抜粋）

平成 22 年 3 月 30 日

条例第 1 号

第 3 章 市政運営

（市長の公約）

第 1 7 条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年 1 回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

（総合計画）

第 1 8 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。

3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年 1 回以上市民に分かりやすく公表します。

4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

（財政運営）

第 1 9 条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

（行政評価）

第 2 0 条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

（附属機関等）

第 2 1 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。

4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

（情報公開及び説明責任）

第 2 2 条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

◆総合計画審議会への諮問書

2企第240号  
令和2年10月2日

小諸市総合計画審議会  
会長 西村 廣一様

小諸市長 小泉 俊博

小諸市総合計画について（諮問）

このことについて、小諸市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

小諸市総合計画「第11次基本計画」の策定について

2 諮問理由

小諸市では、「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営を図るため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

このうち、「基本構想」は、平成28年度から令和9年度にかけて運用されており、具体的には、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを最大の目的としています。

この基本構想に基づくとともに、本年4月の市長選挙も受け、市長公約等を反映し、市長任期に合わせた今後4年間の市政の積極的かつ着実な進展を図るため、各行政分野における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示す「第11次基本計画」を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。



◆総合計画審議会からの答申書

令和 2 年 11 月 11 日

小諸市長 小 泉 俊 博 様

小諸市総合計画審議会  
会長 西 村 廣 一

小諸市総合計画について（答申）

令和 2 年 10 月 2 日付 2 企第 240 号で諮問のあった標記の件について、当審議会で 3 回にわたり慎重に審議を重ねた結果、第 11 次基本計画案の内容については基本的に妥当であると認められますので、その旨答申します。

ただし、本文中において、文言の重複や表現が統一されていない箇所等については、市民にとって分かりやすい表現となるよう意識し、最終的な調整をお願いします。

なお、計画を推進するうえでは、次の事項について十分配慮されることを要望します。

記

- 1 第 10 次基本計画の策定から運用にかけて推進してきた取り組みを継続・発展させて、「計画、予算、評価、人事」といった、行政をマネジメントする様々な制度や仕組みが連携し、一連のものとして機能する「トータル・マネジメント・システム」の進化を図り、更なる「行政経営の質」の向上に取り組まれない。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に財政収支の不均衡が生じているため、来年度に策定を見送った「財政計画」については、運用段階においても、財政規律のメカニズムを重視し、予算の裏づけのある政策選択を行うとともに、財政の健全化が図られるような計画とされたい。
- 3 第 11 次基本計画より新たに計画に盛り込む「SDGs の推進に向けた取り組み」については、行政としての取り組みだけでなく、その取り組みが市民に広がるような広報や周知についても工夫されたい。
- 4 各部局において、策定・所管する個別・分野別の計画については、引き続き、総合計画との整合性に留意するとともに、改定の時期や計画期間を総合計画に合わせるなど、継続的に連動性の向上を図られたい。

- 5 一つの部署では対応が困難な政策課題に対して、計画に基づいた組織全体としての対応に努めるとともに、実績の評価や改善策の検討においても、各部署の具体的な役割分担と連携を常に意識されたい。
- 6 総合計画（基本計画）は、計画策定後いかに運用するかが重要である。特に、実績の評価と改善策の検討を重視し、実績の評価については、内部評価の段階より「経済性・効率性・有効性」といった観点から厳格なチェックを行い、着実な改善策の検討に努められたい。また、その結果や改善策を審議会や市議会へ報告・説明することにより、行政の説明責任を果たすとともに、評価結果が広く一般市民に伝わるように工夫されたい。
- 7 基本計画に基づいて策定される実施計画についても、「実施計画は基本計画の政策・施策を実現する手段である」という位置づけを常に意識し、上記6と同様の観点から、実績の評価とその結果に基づく毎年度の見直しを行い、継続的に実効性の向上を図られたい。
- 8 「市長公約」の「こもろ未来プロジェクト2020」については、市長任期と一致させた第11次基本計画の計画期間内において着実な進捗を図られるとともに、上記7の実施計画運用の取り組みの中でも目指すべき将来像を見据え、「健幸都市こもろ（小諸版ウェルネス・シティ）」が市民にもわかりやすい形で事業が展開されるよう、工夫されたい。
- 9 基本計画推進の基盤となる市職員の能力向上のため、総合計画及び行政経営に対する市職員の意識向上に努めるとともに、計画内容を確実に推進するための組織体制を整備し、行政全体で運用を図るよう組織的に取り組まれたい。
- 10 基本計画における各政策及び施策を展開するにあたり、市職員はもとより、多くの市民が「わがまち小諸」をよく知り、魅力を感じ、その魅力を自分たちで市内外へ情報発信していくような活動につながる仕組みづくりについて、工夫されたい。

小諸市総合計画「第5次基本構想」で掲げる小諸市の将来像は、「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」です。是非、この将来像を実現すべく、小諸らしい計画推進を切にお願いします。

以上

## ◆小諸市総合計画審議会条例

昭和63年12月23日

条例第24号

（設置）

第 1 条 小諸市の総合計画及び行政経営に関する事項について、調査審議を行うため、小諸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- （1）小諸市総合計画の策定に関する事項
- （2）小諸市総合計画の進行管理及び評価に関する事項
- （3）小諸市の行政経営に関する事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）市民

3 前項第 2 号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第 1 号）第 3 条第 1 号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員のほか関係者を審議会に出席させることができる。

（幹事）

第 7 条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の運営に関する事務を分掌し、委員を補佐する。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 [略]

小諸市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

令和2年11月1日現在

	推薦団体名等	委員名	備考
学識経験者	元放送大学 広報課リーダー 元小諸高校・小諸商業校長	西村 廣一	
学識経験者	早稲田大学 政治経済学術院非常勤講師	中村 健	
行政委員会委員	教育委員会 教育委員	山下千鶴子	
行政委員会委員	農業委員会 会長	小山田 武	
関係団体役職員	小諸市区長会 会長	相原 良男	
関係団体役職員	小諸市保健推進委員会 理事	鈴木 隆	
関係団体役職員	小諸商工会議所 副会頭	佐藤 英人	
関係団体役職員	こもろ観光局	古屋 昌和	
関係団体役職員	小諸高校 校長	寺島 克彦	
関係団体役職員	八十二銀行 小諸支店長 (指定金融機関)	河野 敦	
関係団体役職員	連合長野佐久地域協議会 議長	依田 孝彦	
関係団体役職員	NPO 法人こもろ情報ひろば 理事	佐藤 重	
公募市民		富岡 淳	



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 小諸市総合計画 第 11 次基本計画

企画・編集・発行：小諸市 総務部 企画課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号  
TEL：0267-22-1700（代表）  
E-mail：kikaku@city.komoro.nagano.jp  
URL：https://www.city.komoro.lg.jp